

平成29年第3回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (6月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のために出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
開議の宣言	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
宗田雅之君	8
京條英征君	14
堀川照夫君	21
関根政雄君	23
関根英也君	34
遠藤貴人君	39
北條利雄君	47
前田武久君	60
報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑	65
議案第42号～議案第44号の上程、説明、質疑、採決	66
議案第45号～議案第50号の上程、説明	68
議案第51号～議案第57号の上程、説明	71
議案第58号～議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	76

発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
日程の追加	8 2
議案第 6 7 号の上程、説明	8 2
議員派遣について	8 3
散会の宣告	8 3

第 2 号 (6月9日)

議事日程	8 5
本日の会議に付した事件	8 6
出席議員	8 6
欠席議員	8 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 6
職務のために出席した者の職氏名	8 7
開議の宣告	8 8
議事日程の報告	8 8
議案第 4 5 号～議案第 5 0 号の質疑、討論、採決	8 8
議案第 5 1 号～議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	8 9
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	9 1
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
日程の追加	9 4
議案第 6 8 号の上程、説明、採決	9 4
閉会中の継続審査申し出について	9 5
閉会の宣告	9 6
署名議員	9 7

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成29年6月7日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 5 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度鮫川村一般会計補正予算(第8号))
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 7 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(鮫川村税条例の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(鮫川村情報公開条例等の一部を改正する条例)
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 9 議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第46号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第11 議案第47号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第12 議案第48号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第13 議案第49号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第15 議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第16 議案第52号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第17 議案第53号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第18 議案第54号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第19 議案第55号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第20 議案第56号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第21 議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第22 議案第58号 鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者の割合の変更について

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第23 議案第59号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第24 議案第60号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第25 議案第61号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

- 日程第26 議案第62号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第63号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第64号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第29 議案第65号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第30 議案第66号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第31 発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例
趣旨説明・質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）
提案理由の説明

追加日程第2 議員派遣の件について

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 大樂勝弘君 副村長 白坂利幸君

教育長 奥 貫 洋 君

住民福祉課 鏑 木 重 正 君

地域整備課 渡 邊 敬 君

総務課長 石 井 哲 君

農林商工
課長併任
農業委員
事務局長

村 山 義 美 君

教育課長 鈴 木 守 弘 君

職務のため出席した者の職氏名

議事 事務局 会長 齊 藤 利 己

書 記 矢 吹 かおり

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまから平成29年第3回鮫川村議会定例会を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長に報告させます。
事務局長。

○事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣及び出張関係であります。初めに議員派遣であります。5月22日、福島県町村議会広報研修会のため、議員7名を郡山市に派遣しました。

出張関係であります。4月10日、平成29年度第1回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、4月19日、平成28年事業年度白河地方土地開発公社決算審査のため議長が白河市に、5月25日、第67回地方植樹祭のため議長が矢祭町に、5月31日、平成29年度町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都中野区に、6月2日、福島県町村議会議長会平成29年度定期総会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回鮫川村議会定例会の開催にあたり、全議員ご出席のもとに、議案のご審議をいただきますことを厚く御礼を申し上げます。

例年5月は東日本地域から東北南部は降水量が少なく、田植えや野菜の生育に大きな影響を及ぼしますが、ことしも雨不足に悩まされました。しかしながら、少ないながらも時折降雨があり、ほぼ田植えも完了したようであります。5月の連休は好天に恵まれ、鮫川ふるさと春まつりは多くの人出がありました。

また、さざり荘は雨の日は入浴客が多いということですが、連休中は好天にもかかわらず、昨年より33%多い入浴客があったようであります。4日には415人だそうです。415人も来客があったということであり、入浴客、そして受け入れ側の職員もそれぞれの対応に、特に湯質の管理には大変だったと思います。

さて、議員の皆様には小学校の運動会、そして館山公園の草刈りボランティア作業にと、ご参加をいただきましてありがとうございました。館山公園は1年ごとに景観が向上し、訪れる皆さんから大変喜ばれています。ことしの草刈りボランティア作業には約50名の参加がありました。予定より短時間で終了することもできました。各種の行事が重なり合う中、館山公園に愛着を持たれる方々が数多くおりますことに、喜んでいるところであります。

次に、平成28年度の村税についてであります。厳しい農村の経済の環境下にある中で、納税組合取り扱い分につきましては、継続完納60カ年を達成することができました。完納に向けてご努力いただきました区長さんを初め、副区長、納税組長さん、そして全納税者の皆様に心から御礼を申し上げるところであります。

今議会に提案している議案等についてであります。

報告案件が2件、専決処分の承認を求める案件が3議案、条例案件が6議案、そして平成29年度の会計の補正予算、一般会計と6つの特別会計、合わせまして7議案、農業委員会の任命に関する案件が8議案、合計24の議案と2件の報告案件であります。

このほかに6月5日に条件つき一般競争入札を実施させていただきました。村道水口大沢線改良工事の工事請負契約の締結について、鮫川村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての2議案を追加提案する予定であります。

十分にご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで、村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定により、

8番 関根政雄君 及び

9番 前田武久君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る5月26日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。本定例会の案件は、報告2件を含む村長提出議案27件と議員発議2件であります。このほか要望書2件は鮫川村議会運営基準130の規定により、議員の皆様へ配付をいたしております。

次に一般質問ですが、8名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めております。

会期につきましては、本日6月7日から6月9日までの3日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成29年度第3回6月定例議会におきまして、2点について質問させていただきます。

まず1点目、施設の集約化についてお伺いいたします。

人口減少期における住宅設置計画は、分散型ではなく集中型が大切であると考えます。将来的な子供たちの安全・安心、村施設への利便性、送迎への負担軽減、村財政負担軽減の面においても、学校周辺に集中させることが大変重要な施策ではないでしょうか。

現在、中心地の空洞化が進み、一日でも早い対策が急がれるとき、分譲地、村営住宅設置、あわせて総合的に検討すべきであります。年々景観が整ってきている館山周辺の空洞化への対応は、将来的な村づくりにおいても大変意義あるものと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の1つ目の質問、施設の集約化についてのご質問にお答えを申し上げます。

中心地の空洞化対策のため、分譲地、村営住宅を中心地に設置することを検討すべきであるという提案であります。今年度において村では、大字赤坂西野字見渡地内に分譲地を造成すべく、敷地の測量と既存の建物の解体に係る設計業務について予算化をしております。この地区は村所有地の有効活用という観点と、近接の村営住宅見渡団地が人気があることか

ら、分譲地としても適地であると判断し、予算化したところであります。

また、大字西山字水口地内の村の所有地に、定住促進住宅建設のための事業費を予算化しております。両地区ともこどもセンターに近いことや浅川町、棚倉町方面への通勤に便利であることから人気があるようであります。村の中心地からは離れておりますが、それぞれの地区の中では中心地、あるいは中心地に近い地域であります。人口の流出防止、あるいは地域の活性化には一定の効果があるものと考えております。

さて、本題の中心地の空洞化対策についてであります。新宿、広畑を中心とする村の中心地は、空き家が目立つようになってきていることは事実であります。空き家や空き地を含めて、ある程度の面積を取得することができれば、施設の集約化は可能であると考えておりますし、また再開発も可能ではないかと思っております。分譲地や村営住宅地を含め、住宅用地にすること、あるいは館山公園を訪れる方々のための駐車場を整備することも、住み心地のよい鮫川村を創出することができるのではないかと思います。

必要な政策であるとは思いますが、なかなか空き地が、土地の集約が困難をきわめているということも事実であります。現在の姿のままで空き地を住宅用地にすることは手っ取り早い方法であります。中心地の活性化を総合的に推進する場合、再開発がしにくくなるという側面もあります。

ことし3月に開催されました村議会第1回定例会におきまして、関根政雄議員から提案のありました小規模分散型条件つき宅地の分譲とは相反する今回の提案であります。両案ともそれぞれ検討に値する妙案であるとは考えております。

住宅政策以外の中心地の活性化対策も、今後どのように展開していくことが効果的か、効率的かを見きわめる議論も、村民の間、そして議会でも活性化させ、議員の皆さんからのご意見を頂戴しながら、検討していかねばならない大きな課題であると考えております。

以上で、10番、宗田議員の質問の答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 村の所有する施設を利用する、それを利用してつくることは確かに経費の削減にも私はなると考えておりますが、費用対効果、これを考えたときに、例えばすまいるとか、いろいろな村のお店屋さんがあります。これらの利用を考えたときに、周辺につくった場合、どれだけ若者が利用してくれるか、そういう面もあわせて考えるべきであろうと考えます。また、子供たちが将来的に周辺、ますます人口減少、高齢化で周辺の家がなくなります。なくなってくると思っています。そういうときに安心安全の面で、周辺に家をつく

った場合の対応策も、これも検討しなきゃならない重要な案件だと思います。

それらを総合的に考えたときに、どこに住宅をつくるか、若者住宅をつくるか。あとは若者がどういう案件を要望しているのか。それらを踏まえて再度検討すべきではないかと思いますが、村長のご所見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、宗田議員の周辺部と中心部の話ですが、宗田議員の話もごもつともであります。まず鮫川村が平成15年に合併をしなかった、その1つの理由が周辺部になっての開発はおくれる一方だと、今より周辺部になっては、鮫川村は東白川郡内から取りこぼされてしまう、そういったおそれがあるということでもあります。

前回の3月の定例会でもお話しされました関根議員の質問にもあるとおり、鮫川村は7つの大字で、明治22年、7つの村で1つの村になったわけです。その7つの大字、それぞれの地区ごとに中心部があるわけです。その周辺のにぎわいづくりも、それぞれの7つの大字の中心部では、にぎやかさを保っておりますし、その振興も村では考えなくてはならない案件ではなかろうかと思っております。もちろん中心地の振興もそうですが、中心部、7つの大字の圏内の中心地も賑やかさを維持できるような、支援できるような対策も必要であろうと考えております。

ただ、今度の第4次振興計画の中では、大勢の青年の若い人たちの声の中に、中心地のにぎわい、中心地の活性化という声が多く出されました。この辺は住宅もそうですが、確かに周辺部から中心地に買い物に来てくれるのかという思いもありますが、中心地は中心地の役割、また別なにぎわいづくりもあると思います。住宅地は周辺部に、それぞれの各大字の中心地のにぎわいをつくりながら、中心地にまた違った、住宅地と違ったというと、商業ですか、買い物できる、鮫川の中心に行けばいつも人がいるよ、いつでも何でも買えるよと、そんな中心地のにぎわいづくりも私は大切なのではないかという考えで、今、皆さんと協力しながら、そういった村づくりを目指していかなければならないのではないかという考えも持っております。その辺も十分検討しながら、村づくりにご協力をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 7地区で考えるのも確かに、私は各行政区はどうでもいいとか、そういう考えではございません。こういう人口が年々減少してくる中で、7つという考えじゃなくて、村一つとして総合的に考えたときに、どこにどう配置すべきか、どういうものを配置すべきかということを検討していただきたいなという思いで、今回質問しています。

まして中央の空洞化、これは空き家問題は全国的な問題で、鮫川ばかりではございません。中央、中野、広畑、空き家が年々増加しております。その空き家問題についてもちょっと触れたいと思います。

自治体として空き家問題にどのような方針で取り組むのか、あるいは一連の手続をどう進めるのかなど、事前に村内、広く明らかにすることにより、それが大変な施策であり、重要であると考えます。いろいろな手続についても円滑に進むものと考えますが、再度この手続、村の考え、村長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の再質問であります空き家対策、中心地の空洞化対策であります。ここに来て空き家の持ち主が、残念なことに空き家を手放すという考えに、今、勢いがついております。今現在でも3件ほどのそういった希望があります。こういったことが今、少しずつまとまりかけております。これも1つの勢いとして中心地のにぎわいづくりも、あるいは中心地にこういった空き家を取り壊してにぎわいづくり、今想定されるのが中心地に公営住宅をまとめてつくればどうなんだという思い等があります。本当の中心地にそういった空き家を村で買い受けてくれないかという申し込みがありますし、この流れは恐らく地域おこし協力隊員の空き家の調査の結果が、こういった波になっているのではないかと思います。

こういった勢いを借りながら、まず空き家の持ち主の理解の仕方、村につくれるのか、それともまだまだ村に帰ってきたときに利用したいから、まだ離すわけにはいかない、そういったいろいろな事情があります。そういった事情を検討させていただきながら、空き家対策にも取り組んでまいりたいと思います。いずれも持ち主の理解が肝心ではないかと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 持ち主、所有者の意見を聞いて、その意見に耳を傾け、いろんな施策を提案するのが、私は行政だと思っております。そこで、3月の一般質問で私は空き家条例の話したときに、行政の村長のほうで特措法を利用してやるというお話を聞きました。その特措法の考えは。再度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の特措法の利用ですが、特措法は危険な建物で、特に所有者の確定していない、あるいは所有者が町の、鮫川村は村ですから、村の相談に応じてくれなかった場合、そういったときに特措法は利用するのではなかろうかと思っております。鮫川

村はいずれも、それほど、今所有者がはっきりしております。そういったことで、特措法の利用でなくて、所有者との話し合いの中でこういった取り組みも、そして話し合いがまとまった場合には、利用勝手のいい補助金を使いながらの作業になるかと思えます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 特措法16条からなっていると理解しておりますが、その中で特措法の補助、空き家対策計画というんですか、これを立てることによって国の補助金が受けられる。そういう条例があると思えますが、それ以前の問題で対処するとなると、国の補助とかなんかは、私は対象になるのかならないのか、その点、お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、特措法の補助を受けるには、そういった経過が必要であります。計画なしにやった場合には、補助の対象にはならないようでありますので、その辺しっかりと計画しながら、事前に国と相談しながら、そういった解体作業とか、事業には手をつけていきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 特措法以前に各条例、要は消防法、建築基準法、道路法、観光法など、さまざまな条例があります。それらを利用して、いち早くそういう困った空き家の対策をお願いいたしまして、1問目の質問を終わります。

2点目の質問に入ります。

強滝の整備について。初春の芽吹き的美しさ、夏の清涼感、秋の紅葉など、四季を通して人々に癒やしと安らぎを提供してくれる強滝の景観は、全国的に誇れる村の宝であります。杉材などの除伐によって、一層景観がよくなるものと考え、以前にも何度か質しておりますが、人口減少が進む中、観光施策による交流人口の拡大策も大切であり、再度、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

強滝の整備です。強滝は、議員ご指摘のように本村を代表する景勝地の1つであり、県の自然環境保全地域にも指定されております。約2キロにわたる急流は四季折々の景勝を探勝することができます。毎年開催している鮫川村フォトコンテストにおいても、強滝の紅葉が

とりわけきれいであるため、多くのカメラマンが撮影に訪れ、たくさんの応募があり、強滝の人気の高さを伺うことができます。

強滝の景観保全については、地元民のボランティア活動や東京農大の里山保全活動で、河川、遊歩道、隣接道路の清掃や草刈りにより、美しい景観が保全されておりますことに、関係各位に感謝を申し上げます。ここ数年は、里山景観保全事業により、年2回シルバー人材センターに委託して、草刈り作業や河川のごみの撤去などを行い、景観の保全に努めているところであります。

議員おただしの杉材などの除伐についてですが、強滝の中ほどには村有林があり、保健保安林に指定されています。この保健保安林は伐採の制限があることはご承知のとおりであります。村有林から下流右岸の民有地の樹齢は50年以上の杉林で、平成18年度に森林環境税を活用した県営での森林環境基金森林整備事業により、間伐の手入れがされたところであります。これは森林が持っている水源涵養などの公益的機能を発揮できる森づくりを目指すために、森林整備を行う地域を指定して、間伐などの施業を行うものであります。

強滝地区において、民有林11.2ヘクタールの間伐施業が行われました。この森林整備事業です。同じ時期に河川の中州の大きくなった杉や、国道沿いに日陰となる立木の約300本の伐採も行われ、景観の保全や冬期のスリップ事故の不安解消にも取り組んだところであります。また、昨年秋にも民有林6.7ヘクタールの間伐施業が行われました。

この基金を活用した山林は、県と村と地権者の3者で森林環境協定を結んで事業を行い、事業施行後、これがくせ者なんです。15年間です。15年間は皆伐することや山林をほかの用途へ転用することを制限しています。こういった森林環境基金森林整備事業で間伐の山の手入れをしますと、15年間は再度山の木を伐採することはできないという、制限を受けることです。このことから、現状では皆伐ができない状況であります。

今回、民有林の間伐が行われたことにより、遊歩道周辺の環境が前よりは幾らか改善されたのではないかと思います。手入れの行き届きました針葉樹の美しさは、また秋の紅葉時期に広葉樹の彩りを一層引き立て、色鮮やかに映えるものと思われまます。これからも多くの村民が、多くの皆さんが訪れる景勝地として維持してまいるところであります。

以上で、10番、宗田雅之議員の2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） あそこを通るたびに、いつもこの景観、ちょっと手を加えればまだまだすばらしい景観になるのではないかなと、そういう思いで再度質問させていただきました。

た。いろいろなご事情があるのは承知したところではございますが、周りのツタだとか、さまざまな場所、悪いところは早急に対応していただければありがたいと思っております。

村は観光開発、これがやっぱりもう一つの目玉であり、交流人口の拡大にもつながるものだと私は確信しております。ぜひとも今後、いろいろな施策があったらば利用して除伐をしていただきたい、そういう思いでございます。

観光開発の問題は、次の京條議員がカラー写真を使ってすばらしい質問がございますので、私はそちらに譲りまして、これで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 6番、京條英征君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條でございます。

本定例会において、鮫川村黄金のトライアングル構想についての1点を質問させていただきます。

人口減少と超高齢化が加速する一方であり、先行き不透明な時代である中においても、明るい未来を切り開いていかねばならないのは明らかである。28年度の村の出生数は13名だという。この約10年間で1,000名近い人口減少であります。日本は、そして鮫川村も今桁外れの時代に突入している。企業の誘致も不可能に近いのが現実であります。未来を担う子供たちに、鮫川村に生まれたよかったと思ってもらわねばなりません。それをないものねだりではなく、あるものを探し、磨きをかけ、豊かさを発見し、子供たちが誇れる村づくりができないだろうか。

お手元に配付してありますA3サイズのカラーコピー1枚目をごらんいただきたいと思っております。言葉よりもイメージしていただきやすいかなと思ってつくってみました。

鮫川村黄金のトライアングルと題した、全村公園化と滞在型の観光地づくりの基本としたものです。

1つには、館山公園と湯の田温泉、「手・まめ・館」を擁する村中心地、2つ目は鹿角平と仲田植物園を結ぶ、遊育と癒やしの青生野地区、3つ目に江竜田の滝めぐりと大橋の景観と生薬の里づくりの渡瀬地区、この3つのエリアを活性させる観光のトライアングル構想です。

青生野にすごい宝物があったのです。仲田植物園です。10町歩あります。鹿角平を花いっぱい、の景観と名実ともに牧場に、県内一の子供の遊び場をつくりましょう。江竜田の耕作地を生薬でいっぱいにして、健康の丘として発信しましょう。素通りどころか、1泊ぐらいでは回り切れない、県内有数の魅力あふれる観光地になる可能性は十分な鮫川村だと思います。

これほどの可能性のある自治体がほかにあるだろうかと気づくべきです。私たちは今、まさに村と子供たちの未来を決める岐路に立っており、大きな決断を迫られていると自覚すべきであり、村民こそって熱い議論を交わさなかったら、荒涼たる未来が待っていると予測する。村長のお考えはいかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の鮫川村黄金のトライアングル構想についてお答えを申し上げます。

現在の日本は少子高齢化が顕著であり、首都圏でも超高齢化社会が深刻な問題となっております。また、県内においても人口減少等高齢化が問題となっております。そこで、村では第4次振興計画として、つながりで支え輝く村づくりの実現に向け、次世代が高齢者を支えるための負担を軽減するため、高齢者も次世代を積極的に支えようということで、お互いに置かれた立場を理解し、助け合おうという理念のもと、平成27年度には人口ビジョン総合戦略を策定し、子供、若者、女性の自己実現ができる環境づくりを基本理念に、村の将来を担う若い世代の闘志やふるさと回帰を推進し、人口減少、高齢化社会においても地域の活力を維持し、一人一人が輝く村づくりを進めるための事業を展開しております。

これらの計画のほか、以前から観光に関する個別の計画があります。1つは平成7年度に策定した鮫川村観光ビジョンであります。この中では地域資源の活用と田舎らしさの展開を基本理念に、1つに既存観光資源の改善、充実、2つ目に温泉資源の公共的利用、そして3つ目に地場産品の販売促進、4つ目に都市との交流促進、5つ目に田舎の味再発見、6つ目に田舎らしさの維持の6つの施策で、平成7年に施策が構成されております。

もう一つは、平成11年度の鮫川村観光活性化基本計画であります。1つ目に観光拠点地区の魅力アップと滞留性の向上、2つ目に温泉保養と宿泊施設機能の充実、3つ目に観光ニーズに即した新たな観光価値づくり、4つ目にオオムラサキの里としてのイメージ定着、5つ

目に住民との交流と地域産品の販売拡大、6つ目に鮫川村グリーンツーリズムの推進の6つの施策が掲げられており、それらの計画に基づき、ハード、ソフトの両面から事業を展開しております。

京條議員の考える全村公園化と滞在型観光地づくりであります。全村公園化を進めるに当たり、重要なものは美化活動であります。私が村長に就任した平成15年当時から、道路にごみが落ちていれればすぐ拾うなど、ごみの落ちていない、投棄されていないきれいな村づくり運動を進めてまいりました。現在では道路などに不法投棄物がないように、定期的に巡回をしております。

次に、館山公園の整備であります。館山公園は広大な敷地で、杉を伐採し、広葉樹への樹種転換を図り、福島市の花見山公園のような観光施設を村中心地に整備しようと進めており、その景観を維持するため、年間を通じて草刈りなどの管理作業を行っております。そのほかの景勝地などは、今ある観光資源を生かすために、環境維持に努めております。強滝、江竜田の滝、鹿角平の観光牧場の整備であります。

いかに農村景観を継続して維持していくか。それにより癒やしを求める人々が訪れる観光地となる可能性が大いにあります。しかし、これに係る経費は少なくはなく、事業の維持を継続するためには、恒久的な財源の確保や地域経済の効果がなければなりません。そのためには、観光客に宿泊、そして食事、買い物をしてもらい、地域への経済効果をもたらすことが必要となります。さらには、これらを継続していくための人材の確保も大きな課題となります。

中心地域活性化のための基本構想、湯の田温泉活用基本構想、鹿角平観光牧場スポーツエリア基本構想、いずれも公募をした住民が委員会に参画し、作成されたものであります。住民の意見が反映されたものと理解しております。今後は財源確保に努めながら、基本構想の具現化を進めて、鮫川村の宝物を守ってまいりたいと考えております。

以上で、6番、京條議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 第4次振興計画において、たくさんの計画を立て、そして展開されていることは承知しております。その効果が随所に見えてきているのも承知しております。

再質問というよりも、黄金のトライアングル構想なんて大げさなことを申し上げましたけれども、そのあたりをもう少し詳しく質問させていただいてから、もう一度村長の所見をお伺いしたいと思います。

三角形に見立てた黄金のトライアングル構想と名づけた鮫川村全村公園化構想の中の、まず青生野エリアでのことですけれども、仲田植物園と鹿角平観光牧場が当然中心となります。仲田植物園というのは、私が初めてこれは申し上げるんですが、東根市の視察研修の後に、議会で鹿角平を子供が夢中で遊べる大型の遊具を備え、牛や羊が草を食む光景を、それを目玉にして、名実ともに観光牧場にしませんかというふうな質問をしたことがございます。大型の遊具については検討してみるとの答弁をいただいておりますが、仲田植物園をそれに加えて、魅力あるエリアにして充実を図りませんかという構想です。村の自由にはなりません。あれは仲田植物園と石川町の仲田種苗園の経営者でいらっしゃいます仲田茂司氏の所有です。

そのあたり、少しお話しさせていただきたいと思うんですけれども、3度お会いしています。スライドを見ながら講演も聞き、懇談もできました。植物園も2度案内していただいています。昨年4月30日に案内していただいたときの模様は、昨年5月4日のみどりの日の福島民報に「地域の宝を見つめ直す」という見出しで掲載されておりました。

講演では、イギリスの小さな村を例に、自分たちが楽しめる村づくりを、楽しみながら進めれば人が集まってくる、あるいはよそから何かを持ち込むのではなく、自分たちの身近にある本物の資産を探して磨き上げることが大事だと述べていらっしゃいます。先ほどの第4次振興計画もまさにそれに基づいて展開しているということは承知しております。

仲田植物園ですけれども、今は立入禁止になっていますが、その懇談のときに一般公開の了解を得ております。ただ、ご自由にどうぞではなく、案内ボランティアみたいなものをつくって、組織をつくっていただいたらいいのかなという理想をおっしゃっていました。それから、植物を採取しない、枝を折らない、火は厳禁、ごみは持ち帰るなどの一定のルールも定めてほしいと望んでいました。そして、主な植物の案内看板であるとか、園内の案内看板、それから植物の説明板とか、ある程度の遊歩道の整備とか、そういうことで行政がかかわることも了解を得ております。

2枚目のカラーのコピー、春と秋に撮った写真ですけれども、見ていただくとわかるように危険なところはほとんどありません。子供も走り回って遊べます。自然からの学びでいっぱいなところですよ。一面が落ち葉のじゅうたんを敷き詰めたようなところであって、年輩の方も十分に園内を見て回れます。鹿角平で遊んで、その後で10町歩ある仲田植物園を見学するだけで、1日では足りないかもしれません。

次のエリアです。次は、エリア健康の丘構想と私が勝手につけたネーミングですけれども、そこを少し説明させていただきたいと思っております。

江竜田の広大な畑を生薬でいっぱいにして、歩いて見学したり、サイクリングで江竜田大橋からの景観までを楽しんだり、年輩の方も安心して滝めぐりができるように、遊歩道を全面的に再整備するということによって、江竜田がトライアングルの重要なエリアになると位置づけました。生薬の里、江竜田の一部に最初は規模が小さくてもいい、五、六棟のクラインガルテンなども観光としても注目されるかもしれません。

次は、トライアングルの中心は当然に村の中心地です。舘山公園をメインに湯の田温泉開発を、専門家の知識を活用するなどもして整備を急ぎ、「手・まめ・舘」で販売する野菜を「ゆうきくん」でつくっている野菜であることによる鮫川ブランドを確立させ、経済効果に結びつけなければなりません。

素通りではなく、どうしても滞在型の観光地とするには、先ほど村長答弁ありましたけれども、宿泊施設の充実は、これは欠かせません。全村公園化を掲げて、これがどんどん進んでいけば、一泊では泊まり切れなく、連泊したくなるようになったとき、そのときの効果は計り知れないと思います。

仲田茂司氏の講演の中で、もう一つ、話していますけれども、イギリスのロンドンの北にある小さな村を、そこを散歩するだけの目的で、多くの観光客が集まってくるんだそうです。どんなに小さい村でも、そこで暮らす住民みんなの理解で、1つになって取り組んだ結果だそうです。それを鮫川村にも期待してやまないのであります。行ってみたい村から、もう一晩泊まってみたいとなる。ここで住んでみたいとなる。その先に、ここで生まれてよかったなという、未来の子供たちの感謝の声が聞こえてくるのではないかと思います。

全村公園化には、中心地域活性化をやりました住民の気づきだとか、あるいは各地区の宝物を探すとか、村民全部が協働でやらなければならないということを全戸に配布した、中心地域活性化の構想の中に書いてあります。本当にそうだと思います。全村公園化には、先に宗田議員の質問にもあった、強滝周辺の整備といった景観整備が必要になってきます。紅葉の秋に見る関口のモミジは見事です。ところがツタが絡まっているんですね。ツタが絡まって、クズの葉とかフジが絡まって、本当に見ると悲しげに見えるんですね。本来ならばあれも宝物です。落合のモミジと同じように、関口のモミジも宝物だと私は思います。

ですから、多くの村民の気づきを促し、自発的な参加なくして持続的な発展には結びつかないのだと思います。ということは将来性は見えてこないように思います。人口が減少してくるということは、村税や地方交付税の減少など、あるいは財政が縮小し、行政の縮小も意味します。民間活力の導入だとか、人材の育成、外部からの招聘も考えるべきではないでし

ようか。幾ら課題が山積していたとしても、諦めたら終わりなんだと思うんですね。

つい5月ですか、檜枝岐村会場にて小さな村サミットが開催されました。人口1,000人以下の小さな村から集まって会された中で、驚くことに人口減少が深刻なのはどこも同じ中でも、そういった小さい規模の、日本の小さな村、サミットに参加した小さい規模の村の、人口の構成の比率が非常にいいんだそうです。ということは、村民みずからが危機感を持って村づくりに取り組んだ、あるいは若者が卒業したから出ていくというようなことが、ほかの市町村よりは少ないのかなと思います。危機感を持って村づくりに取り組んだ、それが成果なのではないかなと。

鮫川村も小さいながら、ここで暮らすという誇りを持っている、そんな村づくりを目指しているはずです。黄金のトライアングル構想は、あるものを生かし、磨きをかけ、未来に希望を持てる村づくりの1つの案に過ぎません。少し説明させていただきました。ご所見はいかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、示されましたトライアングル構想、これもすばらしい提案だと思っております。鮫川村の宝物が本当にさらに磨きを、写真で見るとなお引き立つんですね。こういったのを再確認したというところであります。

私も仲田種苗園には2回ほど行っております。今、この仲田種苗園は、今、あれは社長はブータンに行っているのかね。幸せの国のブータンに行って、秋篠宮家の眞子さんの接待をしていましたね、日本庭園で。それほど今、世界の人なんですね。本当にすばらしい尊敬のできる方だと思っております。

ただ、仲田植物園は一般の方が自由に入園できるようになっていない、民間の所有であるということが残念ながらそういったことであります。すばらしい鮫川村の10町歩の土地なんですけれども、あいにく民間の土地である。こういったことで、なかなかご協力をいただくには相当な準備も必要ではないかと思えます。

いつかはこういった理解を得ながら、一緒に江竜田の滝と鹿角平と仲田種苗園のあの10町歩の山林光景を、特に秋など、イロハモミジとかアオモミジがきれいなんですね。私ちょっと秋の時期に行ってきました。そういったことで、もう20年ほど前になりますけれども、あの青生野ガーデン、日本列島植物園にも登録されているんですね。すばらしいガーデンだと思っております。こういったことで、民間の所有だということでお考えいただければと思います。

あと、今ほどお話しされましたが、江竜田の滞在型農園、クラインガルテン構想なんですけれども、去年いろいろと検討させていただきました。ですが、江竜田の皆さんがクラインガルテンをやるにはもう年をとり過ぎてしていると、皆さんもっと若い後継者がいないんだと、この地区にはということで、今、頑張っている皆さんが60過ぎちゃった人たちで、これを今さらなということで、今中止をしているところです。まだ完全にお断りのお話は来ていませんけれども、声かけはさせていただきました。滞在型農園クラインガルテン、公設民営で頑張ってくれないかというお話をさせていただきました。

こういったことでいろいろと、あと江竜田には滝もありますし、あの大橋もすごいですよね。こういったところをもう一度、村民の皆さんにもお知らせしながら、一緒に観光地づくりに村は目指していければなという考えであります。

今ほど関口のもみじもそうです。あれはイロハもみじなんですけれども、289号線沿いにあるんですね。本当に紅葉がきれいなんですけれども、そのとおりにツタに絡まれておりました。私も2年ほど前にあそこを通ったときに、これちょっと残念だなという思いでおりました。シルバーの皆さんには話しておきました。ですから、ことはなかったと思います。

こういったことで、できるだけこういった観光地を、名所を皆さんの力を借りながら、そして提言を受けながら守ってまいりたいと思いますので、引き続きご協力、ご提言をよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） ただいまは大分積極的な、前向きなご答弁をいただいたと理解しました。本当に感謝申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、村長のご答弁にもありましたけれども、仲田茂司氏は本当に前向きに積極的に考えてくださっております。ですから一般公開という、ご自由にどうぞというのは困るけれども、多少のルールはつくっていただいた上で、皆さんに見ていただくというのは、むしろ自分にとってもありがたいと、そういうふうにおっしゃっていただいています。ですから、その辺はクリアできるんじゃないか、いろんな相談ができるんじゃないかと思います。

それで、先ほど申し上げましたクラインガルテンじゃなくて、生薬のことなんですけれども、平田村さんが薬草の試験栽培を始めまして、奥羽大学薬学部と共同で今、需要が高まっている甘草という種類の漢方、生薬をですね、将来性を見込み、観光や新たな産業を生み出したいと澤村村長は期待していました。

平田村は皆さんご存じのシバザクラ、それから恐らくは数千本というか、日本全国のアジサイがもう大分育っているみたいです。会津では薬用ニンジンの栽培を再開しています。放射能という一番難関のその問題もクリアできるから、自信があるからといったスタートだと思います。漢方薬の原料とするほか、これは澤村村長がおっしゃっていたのですけれども、漢方薬の原料とするほか、調味料や入浴剤の商品開発に将来はつなげていきたいと、そういうことも目指しているとおっしゃっていました。

江竜田のあそこの畑一面に、これは一つの例ですけれども、シャクヤクとかキキョウの花でいっぱいしたら、塙のダリアよりも、平田村のシバザクラよりも、アジサイにも負けないう美しさになると思います。それほど放射能の問題をクリアして、実用にも観光にも生かせるように私は思います。

私が黄金のトライアングル構想と申し上げておりますけれども、申し上げたいのはただ1点です。行政やこれは村民に向かって言うことなんですけれども、行政や議会に期待し、任せただけではなく、将来どんな村にしたいのか、そうするには自分なら何ができるか。村民全員に考え、行動してほしいということです。そのための働きかけを行政、それから我々議会も担っていると思います。その大切な時期であると、そう思います。そのことを申し上げて、ありがとうございました。

質問を終わります。

◇ 堀川照夫君

○議長（星 一彌君） 2番、堀川照夫君。

〔2番 堀川照夫君 登壇〕

○2番（堀川照夫君） 今般の6月の定例会において質問をさせていただきます。

青生野小学校統合について。平成28年第6回議会定例会において、青生野小学校の鮫川小学校へ統合に係る同僚議員の一般質問に対し、教育長は青生野小の統合は平成30年4月を目安としたい等の答弁をしたが、その後、区民の意向や保護者の話し合いなどの経過と閉校に向けて、今後の日程について伺う。また、閉校後の小学校の利活用についてもあわせて伺います。

○議長（星 一彌君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 2番、堀川照夫議員のご質問にお答えいたします。

青生野小学校の鮫川小学校への統合問題につきましては、本議会において議員の皆様のご承認をいただくところまでになりました。12月議会後の経過を申し上げますと、ことしの1月には区長と教育長が意見の交換を進め、ことし3月19日に開かれました青生野地区総会で、保護者の皆様の一致した考えを尊重するという条件で、学校統合につきましては、区民のご承認をいただきました。

その後、ことしになって4月7日、青生野小学校において区長、PTA会長、校長、教頭での打ち合わせを行い、同じく4月19日に青生野地区第1回組長評議会でも承認されたとの報告をいただいております。このことで、教育委員会では青生野小学校の統合につきましての議案を上程いたしました。

次に、閉校に向けての準備になりますが、本議会でご承認いただければ、鮫川村教育委員会では青生野小学校と連絡を取り合い、平成29年度の卒業式の翌日の平成30年3月24日、これは土曜日になりますが、閉校式を予定し、学校や地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、子供たちへの指導や諸準備を進めてまいる予定になっております。

また、閉校後の小学校の利活用であります。これこそ村民の皆さんからご提案をいただき、知恵を出し合うことを村づくりのお役に立てればと、こんなふうに思っております。

以上、2番、堀川議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 閉校は来年の24日ごろを予定していますということですね。

そして、あとはその利活用につきましては、村としてはまだ考えが出ていないということですか。

○議長（星 一彌君） どちらに質問しますか。

○2番（堀川照夫君） 村長、お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、青生野小学校の統合問題につきましては、私ども村の立場としては、腫れ物にさわる思いで見えておりましたし、経過を観察しておったところが正直なところであります。ようやく住民の皆様が、保護者の皆様方の説得に応じてご協力いただいて、こういった閉校の時期を迎える。さみしい限りではありますが、子供たちにとっては前向きな選択であったのかと考えております。

跡地の利用であります。これまた閉校後に、せつかく閉校がまとまりました。余り波風

を立てずに、閉校後に住民の皆さんが優先です、皆さんの考えを聞きながら対応してまいりたいと思いますので、その辺、堀川議員が中心になり、皆さんの利用の仕方を、上手な利用の仕方、まだ補助金がたって10年も過ぎておりません。この辺を考えながら対策を立ててまいりたいと思いますので、どうぞいい提案、皆さんの有効利用を考えていただければと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） それと、また今プールの跡に太陽光の設置をしてとなっておりますが、あれは村のほうでやっているものですか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） いいえ、太陽光の設置は土地を貸して、借地代だけです。土地をリースして借地料を村でいただいて、あとはそちらの業者がそちらの運営はするということとなります。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） それで、あとの学校周辺の周りで、これから運動場、体育館は区でも利用いたしますが、やっぱり草刈り等、運動場の草など、これの手入れなどもこれからの考えでやっていくのでございますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 青生野小学校が閉校になった後の周辺の管理であります。この辺は皆さんの利用の仕方、あの学校の跡地をどのように利用するか、校庭の跡地をどのように利用するか、そういったことを住民の皆さんとよく相談しながら、管理のほうも国にお任せするのか、それともそういった入居者というのか、利用者にお任せするのか、その辺を後で3者で検討してまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） では、そのようなことで、私のほうからお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 今般の6月定例議会におきまして、集落間の組織維持の問題、さらには畜産の振興ということで、2点の一般質問をさせていただきたいと思ひます。ご答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

第1問目でございます。集落間の組の組織の維持と見直しについてであります。

本村の大字区内の組組織につきましては、村行政の連絡網、さらに区内行政が各組の組長による組織により長年維持されております。しかしながら、ここ近年は戸数の減少や世帯主の高齢化により、組内による共同作業や継承する各祭事の維持も困難な集落が出ていると聞いております。集落間の組内組織の維持のための組組織の編成がえ、さらには区長を通しての実態調査、また検討会を実施するなど、地域間のコミュニティーの維持と強化を図ることが急務と考えておりますが、これらの現状と今後の対策につきまして、村長のご所見をお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の質問にお答を申し上げます。

議員ご指摘のように、納税組合は納税完納継続や環境美化、集落機能の維持に非常に重要な役割を果たしてきております。これまでの議会の答弁の中でも申し上げてまいりましたように、本村の納税組合は昭和25年の地方税法の改正により組織され、当初140の組合、組合員数が1,184人でありました。以来、昭和28年度決算では滞納額が200万余りに及んでおりました。しかし、昭和32年度に納税100%完納となり、県下でもまれな成績として当時の新聞にも報道されたと記録されております。今年度で全村60年継続完納を達成し、さらなる記録達成に向け、各区行政区長さんを中心に督励をお願いしているところであります。

現在の村内の納税組合数は146組合で、組合員数が979戸となっております。現状では高齢化等により、組合内での共同作業等が難しくなっているなどの事例もあり、組合によっては共同作業等の一部を免除するなどの対応をされているところもあるようであります。このような状況が見受けられるようになってきてから、村では以前からです、行政区長会の際にも、納税組合内の話し合いにより、作業等の一部免除などの対応でお願いし、どうしても対応が難しくなった場合には、ご連絡をいただき、検討させていただく旨のお願いをしてきたところであります。

どうしても組内での活動がスムーズに行かなかった場合には、話によっては役場職員も向

けるよというお話をさせていただきました。これまで小規模の組合のため、近隣の組との話し合いにより統合するという事例があったようであります。しかしながら、村内の納税組合の内容については、それぞれに成り立ちの経緯や祭礼など事情が異なっており、一概に見直しをすることは難しいと思います。維持が困難な状況となるような場合においては、区長さん等を含め、相談した上でその組合に対する対応を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で、8番、関根政雄議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいまの村長のご答弁、140組合から146組合ということで、組合数そのものは減ってはいないんですけれども、戸数が激減しているということです。組によっては2人とか3人という、実は大字西野区にもそのような組がありますが、そういった組が1年置きに組長をしなくてはならないということも実は聞いておりますが、こういった小規模組、一体どのぐらい村内にあるのか。ある区長の話によるとどんどんとふえてきているよという話ですので、そういった実態はどうなっているか。おわかりであればお知らせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、組員の数の組数であります。議員の今お話のとおり、2人のところが赤坂西野で1組です。あと富田で1組あります。3人のところが合計で12、中野2、東石2、富田2、渡瀬2ということで、3人のところが12組、村全体で。4人のところが17組という数字であります。一番多い組員数が5人から7人、8人が平均で17%を占めております。4人から8人までが10%を超えております。あと、一番多いところで組員数が16というところ、これは東石ですね。東石、石井草と思いました。東石地区に1組があります。こういったところです。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） まさしく少戸数の組がふえているという現状、今ご説明をいただきましたが、先ほどどうしても組内の清掃、それから共同作業、不可能な場合にはご連絡いただきたいということで、職員も向けますということですが、今後こういった組が非常にふえるかと予測をされます。組によっては出不足というか、それをおとりになっている組があるという話を聞いておりますが、ほぼさまざまご都合があっても、出た人で作業をするということで、実際シルバーセンターの方を河川清掃や何かに、出られない方が責任を感じて、シル

バーセンターの方を頼んで共同作業に出ているという話も聞きますが、これはなかなか責任
がおありでいいことだとは、だけには思えないと思います。そういった、どうしても区長と
して無理な共同作業の場合の作業員の補填、こういったものも行政でこれから推進といいま
すか、特例として講じるべきだと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 私は先ほど以前と申しましたが、今から5年以前になりますかね、そ
のときに区長さん方にお願ひしました。どうだべね、私の集落では70になった場合に都合で
出られない、高齢で出られない、そういった方がそういった都合で、義務の人夫に出られな
かった場合には、義務免という取り扱いはできないですかねと。中にはそだごと言ったらば
仕事やる人いなくなっちゃう、そういったときには村に連絡くださいというお話をさせてい
ただきました。こういったことで差し当たり対応しなければならない。ただ、今70歳という
と、まだ現役ですよ。ですからこれ5年前、以前の話です。こういった年齢も75歳ぐら
いに繰り上げて、やはり村で対応する、こういったことにしなければならないのか、義務免も
当然75歳以上の世帯にはというお話も、それこそみんなで共通の取り決めだという、そう
いったお話を近くしたほうがいいのかなという思いで今、お話聞いておりました。

こういったところで、皆さん方のご提案もお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 区長会等、また区長の各要望等、ご意見等も当然おありかと思いま
すが、区長会できちんと現状を、お話をお聞かせいただくということと、さらには希望を、当
然昔ながらの、現在は冠婚葬祭も非常に簡略化されておりますので、組内の当然の義務とい
うのも軽減されております。また、納税関係が非常に昔と違って、今は納税も健康保険税や
何かを全て村民が自主的にということなので軽減されておりますが、区長さん等の会議の中
で、そういった組の統合を希望するような組を、やっぱり希望をとって現状を把握して、そ
してお隣で4戸と2戸の組だったら1つにして6で、新しい組編成をつくるということも視
野に入れるべきだと思います。

これはなぜかという、区長、行政連絡員の仕事を軽減するということも考えられます。
また、実は組がえという村民もおるんですね。直接区長様がお届けするという、行政連絡員
が直接お届けするという方も中にはいるので、そういった行政区の区長軽減、こういったも
のまで視野に入れながら、今後の前向きなご検討をお願いしたいと思っております。

これで今回の1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、畜産の振興策と鳥獣被害対策ということにつきまして、質問をさせていただきます。

本村の基幹産業となる畜産は、村の産業経済を大きくリードしております。特に肉牛繁殖牛の子牛の市場価格も高騰安定し、畜産経営意欲も高まっていることと思われま。しかしながら、年々繁殖牛生産農家や飼育頭数の減少、経営者の高齢化や担い手不足などの現状に直面しているとお聞きしておりますが、今後の総合的な振興策についてご所見をお伺いをいたします。

さらに購入飼料ですか、WCS、デントコーン、これらの飼料がイノシシの被害に遭うということも、そういったことが多発していると聞いておりますが、農作物を含めた鳥獣被害対策についてもあわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の2つ目の質問にお答えを申し上げます。

初めに、総合的な畜産振興対策であります。

議員もご承知のとおり、小規模な和牛の繁殖農家数は原子力発電所の事故後、他の地域と同様に鮫川村でも減少しております。しかしながら、飼育農家は減少しておりますが、3年前から子牛の価格が高騰しているなどの理由に、飼育頭数は増加に転じ、本村にとっては経営の健全化につながっておりますが、個々の農家では高齢化や後継者不足、仕事がきつい、休みがないなどの課題も残されているのが現状であります。

そのために、村としては乳用牛も含めたもと牛の購入費の一部助成、市場出荷費用の助成、アカバネ病予防注射への助成、優良肉用繁殖雌牛導入資金の貸与、牧草畑の除染等の実施により、畜産経営の健全化に取り組んでまいっております。

また、年中休みがとれずに、分娩の監視や発情の観察に多くの時間が拘束されるため、後継者がいない大きな要因となっております。対策としては情報通信技術を用いた分娩監視システムや発情発見装置、監視カメラとセットで陣痛時の回転運動の検知装置等の活用により、見回り作業に要する時間が大幅に短縮されるなどの有用性があります。

このシステムは農家の皆さんからは好評であり、現在のところ県南地域で10件程度導入され、夜間の見回りや生産ロスの低減、ひいては後継者対策の一助として期待できることから、今後、利用形態や活用方法などを検証し、支援の対象に検討できるか、総合的に判断してま

いりたいと思います。

さらに、経費の低減を図るために、自給飼料の活用や稲ホールクロップサイレージの利活用等の促進により、低コストで魅力ある畜産を目指し、今後も畜産振興に努めてまいります。

次に、イノシシによる農作物の被害対策であります。野外に保管してあるラッピングした稲ホールクロップサイレージやデントコーンはイノシシの食害のほか、カラスや野ネズミなどの被害もあり、それぞれ被害防止の対策が必要となります。具体的に、イノシシは電気木柵を設置し、カラスに対してはネットで覆うことや、ネズミに対しては間隔を開けて置くなどの対策が、野外に保管してある稲ホールクロップサイレージ等の食害対策には有効であるようであります。

本村では4月にイノシシが稲ホールクロップサイレージの食い散らかしの被害の報告があり、4月17日からイノシシ捕獲許可を出すことになりましたが、農家自身もできる対策をとることも大切であります。

次に、農作物の被害対策ですが、イノシシから農作物を守るための電気木柵の購入費用に対する助成も実施しております。助成額は購入費の2分の1で、助成金上限が5万円です。実績ですが、平成27年度42件、補助金の総額が172万4,000円でした。昨年度は29件、93万2,000円の申請がありました。これ1回買うと5年ぐらいいちますよね。そういったことで、年々少なくなはなってくると思います。

次に、イノシシの捕獲対策ですが、捕獲したイノシシに1頭当たり2万円を助成しております。昨年度は県の直接事業を含めて195頭のイノシシを捕獲しましたが、有害鳥獣の捕獲にかかわる担い手の減少や専門的な知見の不足など、本村独自の対策では限界があるため、東白川4町村と猟友会を含め、関係機関と連携し、広域的に鳥獣被害を防止するため、平成28年3月4日に東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設立しました。この協議会は広域的に被害が拡大している中、被害防止対策技術の普及、住民との連携強化、国の各種支援制度の活用などが効果的に活動できるものと期待しております。

本村の近況といたしましては、平成28年度から鳥獣被害対策実施隊員の27名を新たに任命し、有害鳥獣駆除の対策の促進を図っております。

以上で、有害鳥獣で最も多いイノシシ被害対策の概要であります。イノシシ以外の鳥獣対策についても、個体数を減らすなどの同様の対策をとっておるところであります。

以上で、8番、関根政雄議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今回の畜産、農業関係の一般質問は、実は私、議員生活初めてなんです。なかなかわからない分野でして、事前調査を課長のほうからも詳しくお聞きをいたして望んでおります。

まず、主幹産業である和牛の繁殖農家戸数は減っているということで、しかし頭数は現状維持、または増加気味ということでもあります。本当に近年の子牛の高騰ということで、現在畜産繁殖農家も非常に今までにない経済といたしますか、経営状況もいい状況にあるかと思えます。

この子牛を購入する際の手厚い助成制度、それからまた導入する際の無利子の貸し付けということで、長年、村独自の施策として他町村にない施策を講じられて、多くの畜産農家がこれで助かっているということでもあります。現在2頭から19頭の条件ということで、50万無利子ということで、子牛が産まれたときに償還すると、また、第2子といたしますか、2回目生まれたときでも2回に分けてもいいよという、そのような条例であります。予算の関係上6戸ということが決められて、ここ近年は27年度が3件で、28年度1件の申請があるということでもあります。現在、当初よりも昔よりも少ないかなという状況であります。

私が懸念しているのは、現在の子牛の価格が今、高騰安定。しかしながら、ちょっと生産農家さんから話を聞くと、少し下がっているよという話も聞きます。高騰して安定しているということは、いずれ下がるということも予測しなくてはならないと思うんです。この2頭から19頭の枠、また1年度の予算を6戸分ですよということの枠を規制緩和、今後担い手不足、また新たに若い人たちが起業といたしますか、就農したいというときの条件、今のうちにもう少し緩和しておいて、この数字を6戸とか、それから2頭から19という数字を解除して、それで間口をある程度、経営状態がいい人は借りる必要がないわけであって、20頭、25頭いてもどうしても毎年毎年更新しなくてはならないということがあって、銘柄牛を購入するという意欲のある方には、有利にやっぱりお使いいただくというような、こういった条件緩和、これが今後必要ではないかと思うんですが、村長いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今の議員の優良雌牛の導入資金であります。27年3戸、28年1戸で、29年はもう既に2戸申し込みがあります。ただ、今までかつて枠がなくなったから貸し出しは終わりですよといった覚えはありません。常に皆さんにお諮りをして、補正予算で対応しておりますので、その辺は安心していただければと思います。

ただ、2頭から29頭までの範囲、こういったのも議員おただしのおりであると思えます。

こういったことも修正しながら対応してまいりたいと思います。いろいろとそういった前向きな生産者の要望には応えるよう、その都度その都度改善をしてまいりたいと思いますので、ご助言いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ご答弁ありがとうございます。

それと、答弁にもありましたが、担い手不足という、これはどこの産業、農業全般、商工業も同じでありますけれども、担い手がどうしてもいないということで、特に畜産農家の担い手が不足しているということですが、新しい担い手が就農できるような、これが特化した政策が非常に大切かと思いますが、村としてさまざまな手厚い助成制度があるのは調べてわかりますが、若い人がどうしても就農したいという、そしてまた安定収入を図りたいということで、就農するときの村独自の担い手の支援策も必要かなと思いますが、そういった計画があるのか。または現在行われているのか。

それと、またちょっと勉強不足ですが、酪農農家さんにはヘルパー制度というのが導入されているらしいんですが、29年度の事業実績を見ても繁殖農家の、さっき村長が答弁やりました、分娩を早く予知できる機械の導入ということがありましたが、繁殖農家のヘルパー制度というのは本村で導入されているのかどうかと、困難なのかどうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、最初の新規就農者の就農援助金ですが、今、鮫川村では2名ほどの青年が利用しております。新規就農者2名ございました。年額150万で3年間限度なんです。これで県の資金です。村の単独資金は用意してありません。こういったことも皆さんと相談しながら、150万で青年が就農できるのかどうか。この辺もあわせて新規就農者にカウンセリングしながら、新しい対策を打ち出してもいいのではないかと思います。

ただ、今のところ県、国の新規就農資金の150万、3年間で今2名が利用しているということが現実であります。ただ生産しながら、生産活動に入りながら、お勉強しながらですから、そういった収入もあるわけですから、そういったことも可能かなとは思っております。その辺カウンセリングしながら、新しい村の支援金も考えていきたいと思います。

あと、ヘルパー制度であります、酪農家にも和牛の繁殖農家にもどちらにもございます。こういったことで、この制度を指導徹底しながら、こういった皆さんの環境改善にもつなげていければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それでは、次に鳥獣、特にイノシシ対策につきまして再質問させていただきます。

数日前の新聞にも大きく報道されておまして、被害は非常に年々増加していて大変深刻な、深刻といたしますか、農家の死活問題、経営を脅かすぐらいの被害が発生しているということで、私ども商工業にはなかなかわからない部分の被害で、実際、飼育農家の繁殖農家の方々とお話すると、大変深刻であるということです。

村では電気柵、ただいま村長の答弁にもありましたけれども、購入費の2分の1の助成で上限5万円ということで、電気柵の設置費を支援しているということですが、本村の特に繁殖農家は、農家によって規模が非常に格差といたしますか、一、二頭から始まって、大規模にやっている方、畜産農家も幅が非常に広いということがあります。上限5万円というと、1基10万円かかるのかどうか、ちょっとこの実績の中で出ておりますが、小さい農家の電気柵の必要なメートルと、それから大規模にというか、50頭、60頭やっている農家さんの必要な電気柵の長さというのは当然10倍と違うわけ、飼料作物をそれだけつくっているということなので、こういった支援策、2分の1補填で5万上限というのと、全く小さい、小規模な畜産農家、または大規模な畜産農家で同じ上限しか支援できないということがありますが、こういった実態に合わせた支援策をこれから講じて、支援策を考えていかななくてはならないのかなとは思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員、これ今の質問ですけれども、デントコーンの生産農家の電牧よりは、それこそ自家用の野菜の農家にまで電牧は応援するということなんですよ。デントコーンの収穫するための畑に電牧というのは、今少ないのかね。そういった大規模な面積の要望でなくて、自家用のトウモロコシ、あるいはジャガイモとか、そういった小規模の農家への今、電牧の設置が多いんですね。ですから、今のところそういった大規模のために100万かかるような電牧を設置しますなんていうお話は、今はないですよ。

ただ、これから先、恐らく鮫川でも195頭の昨年度の捕獲量です。矢祭は300頭を上回ったそうです。ですから、これから先はまだまだわかりませんが、鳥獣害被害によって農作物が栽培されなくなったなんていうのは外聞の悪い話で、これは特に東日本大震災以来、あいつつ相双地区は養成場になっているんですよ。言葉は悪いけれども、あんたらの地区は養成所だよ。これは国の責任で全額出すべきだという、私は今度の東白川郡大会でお話をさせていただきました。本当に皆さんには申しわけないけれども、震災以来、相当な数でふえて

いるんですね。こういったことも、これこそ国家責任でこの鳥獣被害対策は、私は望むべきであると考えております。

こういったことで、あと、専門家の課長のほうにお答えをさせていただきたいと思います。私は今までやってきたのが、こういった小規模の自家用程度のトウモロコシをつくるとか、そういった農家への牧柵でありました。大規模農家でも10万程度で間に合ったはずです。これから先、詳しいことは担当課より説明をいたします。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長、村山君。

○農林商工課長（村山義美君） 電気牧柵についてですが、約10万円が上限なんです、事業費の。10万あれば大規模な農家、例えば1町歩、2町歩ぐらいの田んぼの周りに電気牧柵を回す、2段にですね、そのぐらいの費用で十分対応できます。それと、種類はいろいろありまして、太陽電池、あとはバッテリーとか乾電池とか、乾電池タイプとかバッテリータイプは安いんですが、そのほうが値段が半分ということです、できるだけ安い値段もありますので、実際は小さい農家の場合は3万、4万ぐらいで済むということです。10万あれば大概のところは電気牧柵は張れると思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 電気牧柵の、畜産農家ばかりじゃないということでもありますので、今後また新年度も申請があると思いますので、助成のほう、ひとつ対応お願いしたいと思えます。

実は、こちらにこういった本が、ゴルフマネジメントというんですか、こういった冊子があります。これはどういうのかというと、ゴルフ場に専門に出している、ゴルフ場相手に出している冊子なんですね。実はこの中のページを非常に割っているのは鳥獣対策なんです。農家も死活問題で大変な思いなんです、ゴルフ場そのものも実はイノシシ被害が非常に多くて、命取りだということで、この県南にも何億もかけて柵を回したゴルフ場が、実はあるんですけれども、この中にさまざまな防護策がありまして、たまたまちよっといろんなきっかけがありまして、取り組みの取材を受けて届いたので、ちょっと中身を見るとまさにイノシシ対策が非常に多く書かれています。

この中に鳥獣が嫌う音、それから超音波の機械がどのぐらいするのかちょっとわかりませんが、こういったものが威力を発揮していると、さらには笑っちゃう話ではないんですけれども、ドッグランなんですね、犬。西会津では成功しているのですが、調教した犬を夜、放

すんです。その犬が、イノシシを捕獲はしないんですけれども、要するに犬が、ゴルフ場でも既に成功しているんですが、そういったドッグランをすることによって、イノシシが来ないようにするという方法が、今成功しているということがあります。

このデントコーンとか購入飼料にイノシシがたかって、それをイノシシのにおいがつくと牛が食べないと、生産農家さんは大変困っているんですね。ですから、電気柵のほかにもそういった方法が実はあるという成功事例もあるので、村としても実現できるかどうかわかりませんが、高価な機械なのか装置なのかわかりません。一応調べて、高価なものであれば短期的にもそれを貸し出しするとか、集中的に被害に遭っている農家というのは大体決まっている、地域に固まっているということもあって、そういった模索もこれから村としてしていきたいながら、ドッグラン、これも西会津は成功しているという、そういう有名な話もありますから、それも講じるということもあわせて、今後対策として村長のご所見お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） その西会津のほうでイノシシ出るのかね。熊かい。

〔「熊か猿かイノシシか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そうですね、一番今、関根議員のお話の中にありました超音波発生機、これはそれこそ高齢者でも使えますよね。これは私も初めて聞きました。課長、知っているかな。

〔「知りませんでした」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） そういったことで、電牧以外に超音波発生機ですと、高齢者でも簡単に設置できる。これ村で備えて貸し付けもできますよね、こういったことで。

ただ、犬の場合には放し飼いにすると、犬は悪さもするんですね。イノシシなんか来ると、もう最後まで追い詰めちゃうんですね、犬は。そうすると決闘までしちゃうんですね。ですから、縛っておくとイノシシはお利口なんだそうです。縛っておくとすぐそばまで来るそうです。放しておくと今度は犬がもう徹底的に挑戦して、イノシシは強いそうです。牙でやられちゃうんですね、結構。鮫川でも紀州犬なんか飼っていた人もいましたが、紀州犬でさえイノシシに格闘でやられるときがあるそうです。

こういったところでドッグラン、犬は難しいけれども、確かに超音波発生機、これなどは検討して皆さんに貸し出せる。特に多いところがあるんですね。馬場地内なんか年中騒いでいますね。馬場、強滝、あの地内はイノシシの被害多いようですし、石井草もそうですね、

あの辺にかけて多いようです。この辺に試験的でも、ことし検討してみたいと思っております。そういったことでお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村の基幹産業の畜産の振興は、支援策は最優先課題であるかと思えますし、また子牛の価格が高いか安いにかかわらず、本当に村の農業の生き残り策といえますか、本当に循環型の農業を今、堆肥センターに堆肥を運びながら、それでまた付加価値のある野菜をとということで、畜産農家から排出される堆肥の有効活用も含めて、畜産振興はこれから図っていかなくてはならないということで、村長からの前向きな答弁をいただきましたので、どうか担い手の育成も含めまして、また総合的な産業の振興のためにお力添えいただくことを期待申し上げまして、2点の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これより13時30分まで休憩いたします。

（午前11時52分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番（関根英也君） 今回の第3回の定例議会におきまして、1問であります。質問をさせていただきます。

湯の田温泉の利活用についてお尋ねをいたします。

村では、平成26年に西島旅館の温泉の権利を取得されました。平成27年度に温泉の利活用と村の活性化を目的とした温泉活用基本構想検討委員会が設立され、研修等を重ね、十分検討され、平成28年3月に湯の田温泉活用基本構想の報告書が提出されております。基本構想に基づき、湯の田温泉周辺環境整備が進められ、村民から大きな期待をされているところであります。

現在、取得されました温泉の一部がさざり荘で利用されておりますが、大半の温泉が川に

流れている状態なので非常にもったいなく、大金を投じて取得された温泉なので、村の経済の活性化、雇用、就労の拡大を図るための温泉の利活用策を示していただきたいと思いますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根英也議員の湯の田温泉の活用の質問についてお答えを申し上げます。

議員ご質問のとおり、本村では平成26年度に旧西島旅館の土地及び温泉の権利を取得し、周辺環境の整備も含め、温泉を活用した地域の活性化を図る計画を進めてきたところであります。

湯の田温泉は、古くから湯治場として利用され、泉質別適応症には自律神経の不安定症、不眠症、鬱病、切り傷、やけどに効果的であると表記されております。温度は32.6℃あり、湧出量は毎分150リットル出ていることから、不足気味でありました、さざり荘に温泉を配管し、活用をしているところであります。現在のさざり荘のにぎわいに、多くに役に立った取得ではなかったかと思えます。

さらに今後の利活用について、広く村民の皆さんの意見をお聞きするために、平成27年度に温泉活用基本構想検討委員会を立ち上げ、調査、検討を進めてまいりました。その結果、湯の田温泉活用基本構想が報告書としてまとめられ、今後の利活用の方向性が示されたところであります。

内容的には、1つ目に、温泉を拠点とした安らぎの空間づくりとして、周辺環境整備、湯の田温泉街道の整備、2つ目に温泉資源を村民が気軽に活用できる仕組みづくりとして、温泉スタンドの温泉利用の仕組みの整備、3つ目に温泉資源を活用した新たな産業の育成として、温泉活用の商品化、4つ目に温泉資源の既存産業等への有効活用として、温泉を活用した観光農場の推進、温泉を活用した養殖の推進などの方向性が示されました。

これらの方向性に対し、周辺環境整備については、今年度の予算で樹木の伐採等の事業に取り組むこととしておりますが、その他の具体的な計画及び事業化については、事業の受け皿となる事業主体、国・県等の補助事業の調査、検討を進めながら計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上で、5番、関根議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 答弁ありがとうございます。

私たちは団塊の世代で、昭和39年度に鮫中を卒業いたしました。当時は非常に同級生も多く、約170人ぐらいおりました、当時はまだ進学率も非常に低くて20%ぐらいだったと思います。その私たちの同級生が15歳の若さで関東方面に就職されまして、頑張りまして、今は子供たちも独立しまして、定年になりまして、時間が十分ある時代になっております。そういう中で、楽しみは同級会とかそういうものでありますが、私たちも毎年、同級会を開いております。

そういう中で、鮫川をふるさととする同級生に毎回話をされることは、田舎に帰ってもいいんだと、実家に帰ってもいいんだけれども、もう、おいつ子やめいつ子の時代になって、なかなか帰りづらいんだと。鮫川で湯の田温泉を利用した宿泊施設、そういうものがあれば、私たちも田舎に、鮫川村に気兼ねなく帰ることができるんだと、そういう話を毎回、お聞きをいたします。

また、村でも今、各家庭のお祝いごととか、また両親の年忌法要とか、昔は各家庭で行っておりましたが、現在は宿泊施設やそういう施設を使うようになっておまして、村民の中からも、石川方面に行って利用するよりも、鮫川村には湯の田温泉があるんだと、そういう宿泊施設とかをつくっていただければ、当然、鮫川村でも、村民もそこを使うようになれば地域の経済的な活性化になるんじゃないか、そのような要望も、話もあります。

また、村長にも毎年お世話になっているんですが、東京大田区馬込会の皆さんと西山地区の地域の人と交流会を開いております。そういう中で、馬込町内会の皆さんのお話をお聞きしますと、私たちもこの鮫川村に来るのは大変なんだと、5時間かけて鮫川まで来て、そして2時間、3時間でタケノコ掘りやワラビ狩りをして、それは楽しいんだけど、また5時間をかけて、また馬込まで帰らなくちゃならない。鮫川村はこんなに環境がよくて、湯の田温泉、こんなにすばらしい温泉があるのに、どうして宿泊施設がないんだと。やっぱり、大型バス1台、2台ぐらいの宿泊施設があっても十分、温泉とこの環境なら採算に合う経営ができるんじゃないかと。そういうその馬込会の町内会の皆さんにも、そういうお話をいただいております。村長としては、その湯の田温泉のこの温泉を利用した宿泊施設などを考えていることはあるんでしょうか。お尋ね申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員のとて鮫川に勇気づけるようなお話であります、皆さん

そうです。私もずっと前から、もう何人もの人にも鮫川にそういった宿泊施設、設備がないのかというお話を聞いております。いつでも、応えられればいいなという思いではありますが、現にあるんですね。あのさざり荘の目の前につるやさんがあります。つるやさんがあるときに、あの目の前にそういう整備をしていいのかなという思いもありましたし、つるやさんがもうちょっとで頑張ってくれるような時代が来るのかなという思いもあります。あそこの子供たちは、後継ぎは、学校の先生をやっているんですね、間もなく定年になるはずです。こういったことを考えるときに、それまで辛抱しているうちに鮫川なくなっちゃうべ、中にそういう人もおります。

あと、これも3月に、村にそれこそ寄附になりました矢吹三郎邸、あれもあります。こういったことをいろいろ考えて今、いるんですけれども、なかなか、どうしても役所で役人が、村がそういった営業に走りますと、そういった知識もないし、経験もないんですね。立派にやっていた滝ノ下のあの滝でさえも、お食事処滝ですか、あれでさえも民間の力ではどうにもならなかった。民間の力でどうにもならなかったやつを役場職員では無理ですね。

そういったことを考えますときに、とても無理な難題だなという思いでおります。民間の力を活用しながら、あのお食事処滝、あるいは矢吹三郎さんの別邸、ああいったところをそういった施設にできないかなという思いが強くありましたが、なかなかその民間の力を借りることができません。今も四苦八苦して利用目的を考えているところであります。

こういったところで、鮫川、この小さな村で旅館業というのはかなり厳しいのかなという思いであります。せめて日帰りぐらいの温泉施設ですと、あのおり評判がよくて利用者が多いようです。これも1日300円で利用できるからではないかと思えます。

こういったところで、とてもいいお話なんですけど、なかなか役所では経営的に容易でないと思えます。民間の相当な力を入れて、それこそ立派な活動をすれば、十分経営になるような温泉の資質ではあると思えます。そういったところで、どうしても申しわけないですけれども、村がそういった事業に手を出すのは無理難題かなという思いで今、皆さんにそういったなかなか希望に応えられないのが現実であります。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 宿泊施設を運営するのは、やっぱり非常に難しい面もあるとは思いますが。しかし、日帰りの温泉利用といいますか、現在、さざり荘がありまして、大変好評で、年間3万人から4万人利用されているそうですが、そういう中で利用料が約1,300万ぐらい、そして、いろんなお土産とか料理のあれで300万ぐらい、あと、村から1,200万の繰り出して

2,800万ぐらいの経営内容だと伺っております。

確かに、旅館経営は非常に難しいんだと思いますが、先ほど来、同僚議員からも村の将来についてお話があり、館山も立派になり、また鹿角平、それから江竜田の滝と、こう見ますと、日帰りでは、東京から来た人が散策するのには非常に時間が足りないと。やっぱり、鮫川村でそういう施設があれば1泊をして、十分に鮫川を見ることができると。

そういうことも必ずありますし、さぎり荘の今の日帰りだと、やっぱり村に対しての経済効果というのが低いんじゃないかなと。仮に100人規模ぐらいの宿泊施設があつて、大型バスが忙しいときには2台分ぐらいの宿客があり、また先ほど言ったように、村内の人もいろんな催しごとに利用していただいたとすれば、年間やっぱり3万人ぐらいの利用客がいれば、1人1万としても3億の経済効果が出ます。また、遠くから来た人は鮫川に来て1泊したんだと、そういう思いでいろんなお土産の効果もあると思います。そういう施設の中に「手・まめ・館」がお土産コーナーというのをつくって、1人2,000円も使っただければ、「手・まめ・館」の売り上げも6,000万ぐらいは売れるのかなと。

確かに、非常に大ざっぱな計算ですが、村民が一生懸命PRしながら、また、こういう施設ができた場合には、ふるさと納税の返礼品の一部として利用しても、古くから有名なこの湯の田温泉、十分な利用価値があると思います。もし、将来、本当に今回、大楽村長にこの湯の田温泉の権利を取得していただいたことは、将来のこの鮫川村の大きな資産でもあります。これを十分に活用して、ひとつ宿泊施設を考えていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大楽勝弘君） まず、宿泊施設を建設するとなると、恐らく20億、30億の事業となると思います。こういった事業をまず手がけるには村民の合意が必要であります。その前に議会の皆さんの全員の思い切った行動も必要であります。こういったことで、鮫川村にも、私も100人ぐらいの宿泊施設があればとてもいいなとは思っておりますけれども、なかなかこういった事業は、よその町村でも容易でないんですね。

ですから、それこそ相当な覚悟で、皆さんの任期も私の任期もあと2年です。次の時代にビジョンを残すためにも、しっかりと皆さんと協議しながら、基本構想ぐらい打ち出していきたいなという思いであります。

どうぞ、こういった意見を大事に今期でこういった基本構想ぐらい、せめて皆さんで協力し合っただけでもいいなと。これとあわせて、私がさきに提案しております鮫川村の道の駅

構想なんかもそうだと思います。大変厳しい環境ではありますが、少しでも次の世代に夢を持たせられる、希望を持たせられるような事業をしっかりと手がけていき、次の代に残したいなという思いでありますので、どうぞ、皆さんからの忌憚のないご意見で、そういった資産を次の代に残したいと思っておりますので、よろしくご協議をお願いし、議員の湯の田温泉の活用の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 村長はこういうものを見たことがあるでしょうか。平成8年度に森林活用環境施設整備事業活動拠点施設整備事業ということで、その診断書なんですけど、平成8年、21年前につくられたもの。多分これは村長が議員になる前につくられたものかなと思われれます。

これは、何で私覚えてますかというのと、今の代表監査、根本一美君が農林課時代に中心となってまとめた計画書かなんか思っているんです。やっぱり、当時も、この目的といいますか、その内容といいますか、その目的ですね。これはやっぱり古くからある湯の田温泉を利用して、休養施設を一体的に整備し、若者の定住化を図り、都市との交流を通じて雇用の場を創出しようと、そういうことで計画されたものだと思っております。

21年前の計画書ですが、なかなかよくできた計画書で、21年前なので、現代には合わないところもありますが相当参考になる部分もあります。ひとつ、この昔の計画書ですが、村長に一読していただいて、もしできれば湯の田温泉の利活用の一つの参考にしていただければと思います。ひとつお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 今般の定例議会におきまして、学校制服制定、そして学校施設整備、以上2点について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず1番目の学校制服制定について。

平成15年4月1日、複式学級解消のため、渡瀬小学校、富田小学校、西野小学校、西山小学校、そして鮫川小学校の村内小学校を統合し、現在に至る鮫川小学校です。私は、その中でも渡瀬小学校の卒業生ですが、当時の渡瀬小学校では制服の着用が義務とされておりました。

同様に、鮫川小学校でも制服の着用が義務づけられていたと記憶しております。それぞれの小学校に存在していた制服が、平成15年の統合時、デザインの相違などから廃止になったものと推察いたしますが、統合後14年経過した平成29年現在、鮫川小学校の制服は制定されておられません。

学校制服のよい点として、毎日の服装に悩まなくていい、また、学生らしく見える、そして経済的であるといったことが挙げられ、そのほかにも皆が同じ制服を着ることで、いじめ防止になるといった利点もあると考えております。制服は学校や学生の象徴であると同時に、制服を通じて規律を学んだり、仲間とのきずなを強くしたり、平等な教育環境をつくるなどのさまざまな効果があるというふうに考えておりますが、学校制服が制定されていない鮫川小学校の現況について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1番、遠藤貴人議員のご質問にお答えいたします。

当時の村内小学校の状況でございますが、渡瀬小学校と鮫川小学校以外の小学校には制服はありませんでした。議員おただしのとおり、統合するに当たり、制服を新たにそろえるのは保護者の経済的負担になるとのことで廃止し、統合後の小学校及びPTAの新体制で対応することとなり、現在に至っております。

教育委員会といたしましては、小学校6年間は身体的成長が著しい時期のため、制服、私服とも長所と短所がそれぞれあると思っておりますので、平成30年4月に青生野小学校と鮫川小学校が統合できるようになればですね、その後に学校を通してアンケート等を取りながら、保護者の意見を取りまとめるなどしていきたいと考えております。保護者や小学校の意見を尊重してまいりたいと考えています。

以上、1番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 率直に、教育長ご自身が、制服というものは学校において必要であるというふうに思うか、それとも必要ではないというふうに思うかといったことを、率直なお気持ちを聞かせていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育長個人の意見ということでございますが、まず、小学校では一

般に制服とは呼んでおりません、標準服と呼んでおります。どこが違うのかというと、あくまでも標準でありまして、高校とかですと制服になりますけれども、決められたものになりますけれども、小学校では標準服ということで、大体似たようなものというふうになっていると思います。

これについては本当に賛否両論、長所と短所といろいろあります。ただ、私も学校の校長をしておりましたときに、制服が必要だという保護者の方々がほとんど少なかったと思います。なぜかといいますと、今、物の豊かな時代に、決められちゃうと、子供たちが暑くても制服を着なきゃならないと、寒くてもこれでいなきゃならないとかということで、そういう意見が多かったと思います。私もそれにふさわしい服装であればいいなというふうを考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） とするとですね、今の教育長のお話ですと、その場その場で合ったものを、この物のあふれた時代に着ればいから、私は制服の必要性は余り感じないといったことだったと思うんですけれども、これは、私は、通告書、通告文のほうにも記載させていただきましてけれども、制服を制定すると、それをもちろん購入しなくてはいけないので経済的な負担というふうにおっしゃいましたけれども、今、入学式でありますとか卒業式におきましては、学校のほうからそれなりのふさわしい格好をしてきてくださいといったような文書は回るようなんですけれども、当然、親御さん、その式に合わせて服を買うんですよね。それって、やはり式のために買うものなんで、ふだんの洋服ではないですから、やはり1回のために買うの、なかなか正直大変だというような声もあります。

それで、その式、入学式や卒業式だけに限ったことではなくて、制服がありませんと毎日私服を着ていきますから、私服もその都度というか、それに合わせて買わなければいけないわけでありまして。私はそのもともとの制服の制定の理由とか、根拠、多分、給食なんかも一緒のところから始まっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはり、この経済格差をカモフラージュするという意味があると思うんですよね、正直。お弁当を持ってくると、やっぱりお弁当の内容も当然違いますし、着ている服というのは、一番やっぱりその家庭の経済状況というものをあらわしてしまうんじゃないかなと思います。

私も子供のときにやっぱり同じ服をヘビーローテーションで着ている人を一度見ました。やはり、子供ながらに、言葉は悪いですけども、そういった経済的に恵まれていないんだ

ろうなというのを感じていた覚えがあります。ただ、私の学校には制服がありましたから、制服を着ていれば、そういったことが隠されるというのは大人になってから気づいたんですけれども、そういったことにやはり、鮫川の子供さんたち、非常に素直な子が多いでしょうから、いじめといったものが、そんなにひどいものはないというふうに思いたいですけれども。だから、そういったこともいじめの一つの理由になっていってしまうようなこともあるのかなというふうに、私は考えますけれども。教育長自身はそういったことを踏まえても、やはりその場その場で合わせたものがないといったお考えで間違えないでしょうか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答え申し上げますけれども、これといった、これでなければならぬというふうには、私は考えておりません。そこだけは申し上げておきたいと思えますけれども、ただ、いろいろ経済格差、そのほかの問題がありますけれども。ちょっと制服から離れるんですけれども、子供たちの今回ランドセルですね、こう見たときに、本当にカラフルなんですね。そういうことを考えると、女の子が黒いランドセルをしょってみたいしているものですから、ああ、これはこういうふうに変わってきているんだなということは感じますけれども。服装についても、それにふさわしい服装というのは、やはり私は家族、子供と一緒に考えてしかるべきかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 私は、小学校から中学校、そして中学校から高校と進学するにつれて、制服が当然変わりました。それで、私の中で一番思い出というか、あるのがやっぱり専門学校の制服なんですよね。その専門学校には非常に行きたくてですね、3年間浪人して、その専門学校に行きました。その専門学校のその制服に、ブレザーでしたけれども、袖を通したときは、非常に感慨深かったんですよね、私は。たった、そのブレザー、学校が1年だったものですから、1年しか袖を通しませんでしたけれども、制服というのは、やっぱりそのとこだけしか着られないものだというふうに思うんですよね。今、着たくても着られませんし、やはり、何より制服というのは学生らしいですよ。その制服を着ることによって、やはり規律とか、そういったことを子供ながらに学ぶんですよ。

今、ランドセルの色の話をされましたけれども、やはり変わっていいものは変わっていいと思うんです、私も。男の子が黒、女の子が赤というランドセルの時代でしたから、私の時代は。さまざまな色のランドセルがあって、当然、結構ですけれども。組織の人間といいま

すかね、それは自衛隊であっても警察であっても、プロ野球のチームでも、やはり制服というものは存在してしまっていて、制服の存在というのが組織のきずなを強くする。本当に一つ、たかが制服というか、たかが服装なんですけれども、やはり、されど服装だというふうに私は思っています。

野球のチームでもサッカーのチームでも、もう強いところは、それこそバッグとか、靴とか、それまで皆さん同じものを身につけています。やはり、強いそういったスポーツとかのチームで、ばらばらの服装をしているところというのは正直ないんですよ。やっぱり、そういうところから気持ちを一つに、きずなを強くしていくという、一つ、あるのかなというふうに私は考えていますので、全く今の教育長の答弁とは相反してしまうところなんですけれども。

私、個人的には、これだけ児童が減ってきている中であって、ことしも小学校の入学生、多分20数人だったかと思うんですけれども、経済的な負担になってしまうといった答弁がありましたけれども、そういった経済的な負担がね、もし親御さんのほうであるといったようなことがあるのであれば、それはもちろん、保護者が制服を望むということが大前提ではありますけれども、望む人が多いのであれば、これは子供が少なくなっている今、村のほうで制服を、例えば半分補助してあげるとか。20数名ですから、これからまだまだ子供は当然減りますし、そういったことは小学校の入学の例えばお祝いとして、村のほうで、そうやって制服を半分補助してあげるといったようなことも、非常に子供を村内で育てるといった意味ではいいことなのかなというふうに、私個人的には考えるんですけれども、そのあたりを村長のほうにお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、教育長の答弁の中にもありましたように、子供の意見、保護者の意見を尊重して、来年、統合後に鮫川小学校の制服を考えたいということは、とてもいい考えではないかと思います。その際に、恐らく、村が半分支援しますよとなると制服は決定です。制服の支援は行いませんという議論は分かれると思います。その辺で、皆さんと一緒に判断して制服のことも考えていきたいと思っています。

私がここで結論をお話ししますと決まってしまうので、それは公平でないと思います。その辺、教育長の考えをまとめて、それからの相談にしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 先ほど堀川議員の質問で、平成30年3月24日ですかね、青生野小学校がそれで閉校になるといったお話がありましたけれども、それで村内の小学校が一つに統合されるわけですから、非常にタイミングとしてはいいんじゃないかなというふうに私も思いましたので、この質問をさせていただきました。

それで、当然、ここで今、村長のほうに答弁をお願いしましたけれども、それを言ってしまうともちろん決まってしまうというお話も重々わかりますので。ですから、その統合に合わせてですね、ぜひ、先ほどの教育長答弁でもありましたけれども、アンケートや検討会を保護者の方と実施して、そして、よりよいほうにしていくといったことがありましたので、そういった経緯を踏んで、ぜひ子供、そして保護者にとってよい方向になることを期待しまして、まず、1つ目の質問をこれで終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問にまいらせていただきます。

学校施設整備についてということですが、昨年度、小学校トイレの洋式化工事が終了となり、生徒の利便性が向上した学校現場や、保護者からは大変に喜ばれているところであります。しかしながら、中学校も同じような問題を抱えており、中学校トイレでは、洋式トイレが男女各1つずつしか設備整備されていません。洋式トイレの利用率は高く、休み時間に女子生徒が列をなしてトイレの順番待ちをしているといったような現状も漏れ伝わってきています。

洋式トイレの普及率が著しく高い現代であります。トイレだけに限ったことではなく、家庭にあるものと同じものが公共施設にあることが望ましいことであり、それらは決してぜいたく品ではないものというふうに考えています。学校施設における衛生面や防犯面の設備整備を今後どのように考えているのか、所見を伺います。

○議長（星 一彌君） 教育長に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1番、遠藤貴人議員のご質問にお答えいたします。

学校施設の維持管理につきましては、毎年、予算編成時に各学校から要望を取りまとめ、優先順位の高いものから改修または修繕工事等を行っているところでございます。教育委員会では、鮫川小学校からトイレ改修要望が出た時点で、中学校に意向を打診いたしましたところ、当時はまだそれほどの必要性を感じていなかったようでしたので、予算要望をしませんでした。

なお、このことについては状況も変わってきているので、計画の中で、中学校のトイレ洋式化についても学校と協議しながら、30年度予算に向けて検討してまいりたいと思っています。学校と協議いたしまして、優先順位ということで年次改修をしているところでございます。

以上を申し上げ、1番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 小学校を卒業した生徒が中学校に当然、進学していくでしょうから、やはり学校のそういった優先順位のもとにおいて施設を改善しているというようなお話でありましたけれども。

校舎1階のトイレだったんですけれども、校舎1階のトイレ、何か中学校ではちょっと浄化槽が確認できなかったの、恐らく村の下水に流入しているのかなというふうに思うんですが、校舎1階のそのトイレは非常ににおいがきつくて、これが現代というか、今の水洗トイレなのかなというぐらい、結構においがひどかったんですね。それで、窓なんかをあけて対応しないと、とてもトイレとして非常に使えないようなことを先生から伺いましたので、私のほうでも確認に行きましたけれども、やはりにおいが非常にきつくて、これも改善するような検討が必要なのかなというふうに私は感じたんですけれども。

学校と、もちろん教育課とでいろいろなセッションはしているのですが、やはり、優先順位に基づいてやっているというのも当然わかりますし。ただ、余り家庭にないものを学校に求めるとするのは、それはやっぱりぜいたくなんじゃないかなというふうに、私も個人的には思うんですけれども、やはり洋式トイレ、ウォッシュレット、今、どこのお家でも普通にあって当然使っているものですから、そういったものは学校に1つもないというか、ウォッシュレットに限っては1つありませんでした。洋式トイレは各1つずつということで、ウォッシュレット付の洋式トイレといったものは、これはもう当たり前のことになっていますから、そういったことも非常に大事なかなというふうに思っております。

あわせて、体育館の北側に屋外トイレがあるんですけれども、体育館の建物の陰になっているということもありますし、場所が北側ということで、やはり冬場凍結してしまうようなんです。それで冬場の凍結と、あと、あわせてやはり老朽化ということで、今現在は屋外のトイレは使用していないようなんですけれども、そうすると一番困るのは、やはり休日の部活動ですか、土日の部活動、外にトイレがないんで校舎の鍵をあけて、一々校舎の中に入ってトイレをしているようなんですけれども、そういった屋外のトイレですか。あと、体育館

なんかで何か催し物があったときなんかも一々、一旦こう屋内のほうに戻っていただいて、トイレをしてもらうということが、どうにもなかなかつらいところですよというふうなお話は先生のほうからもされましたけれども。

これは屋外のトイレというものは当然、費用等々もかかるものでしょうから、今すぐにとするのはなかなか大変でしょうけれども、ただ、そういった現状が今現在はありますよということで、冬場凍結しないような、その場所の選定も含めて、屋外トイレなんかも土日の部活動のために、靴を脱がなくても入れるようなトイレといったものも必要ではないかなというふうに感じておりますが、その部分も教育長に所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） トイレの問題を初めですね、老朽化している校舎なものですから、いろいろな面で子供たちには不便をかけているのかなということを感じております。

このトイレ、屋外トイレにつきましては、実は冬の寒さ、凍結というのが、非常に管理上問題があるようでございます。その管理は本当に難しいんですけれども、日曜日あるいは休日等の部活動の指導には、教職員が指導についておりますので、どうしても緊急、やむを得ないときには校舎のトイレが使えるようには、学校のほうで工夫はしておりますけれども、なかなかこの寒さというと多分難しいのかなということを感じております。よく意見を広く聞きながら、このトイレ改修に限らず水、水道管理とか、そんなことについては十分気をつけて、注意していきたいと思っております。

以上、お答えとします。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 当然、学校に必要なものはトイレだけじゃないですからね。いろんなところを総合的にももちろん判断してやっていかなきゃいけない。かつ、当然、資金も潤沢にあるわけでありませんから、その中で取捨選択してやっていくということは非常に承知はしておりますけれども。

やはり、生徒にとって、トイレは多分、一番身近なと言ったらあれですけども、問題でしょうから、そういったことをやはり受益者である子供、先ほどの1つ目の制服の質問もそうでしたけれども、やはり教育、非常に大事だというふうに私は思っています、教育環境もそうですけれども、教育環境を含めた教育、非常に大事だというふうに考えております。それで、そういった整備をしていくというのは、我々議員、そして役場の職員の方たちのそれは責務だというふうに私は思っていますので、こういったことがよりよく、今後なってい

くことを期待しまして、今回の私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 私は今般の定例会におきまして、3点について一般質問をしたいと思
います。

まず、第1点でございます。

事務事業の評価制度の導入についてでございます。事務事業評価とは、行政が実施する政
策・施策・事務事業について、どれだけの効果があったか、目標に対してどれだけ成果が上
がっているかといった必要性、効率性、有効性などを数値目標などの客観的な指標を用いて
点検、評価を行い、その結果を政策等に反映させることで、より効果的かつ効率的な行政サ
ービスの提供及び行政運営を目的として行うものであります。PLAN（計画）、DO（実
行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）というマネジメントサイクル、これを継
続的に実施することにより、効果的で効率的な行政運営を進めていくための手法でございま
す。

本村でも、事務事業評価システムを導入し、第1点、成果を重視した行政運営への転換。
どのくらいお金を使ったか、またどのくらいサービスを提供したかだけでなく、成果を重視した
行政運営を行う。第2点、効果的・効率的な行政運営の実現。最小の経費で最大の効果が得
られ、効率的な行政を行うことができる。第3点、行政の説明責任の徹底であります。評価
結果や事業内容を公表することにより、住民の理解が得られるようになります。第4点、職員
の政策能力向上。職員の意識改革を進め、政策立案能力や実行力を高めるなどを実現すべ
きと思っておりますが、村の考え方をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の1つ目の質問、事務事業の評価制度の導入について
の質問にお答えを申し上げます。

行政評価は多くの自治体で導入されてきていますが、評価方法、評価効果の反映方法など

は依然固まっておらず、導入実施の過程でさまざまな問題も出てきているようでもあります。

まず、行政評価の現状であります。行政評価は財政赤字の拡大、住民に対する説明責任の高まりなどを背景に取り入れられたようでもあります。平成7年に三重県が事務事業評価を開始したのを皮切りに、多くの自治体で制度の検討、試行、導入がされているようでもあります。

総務省の調査の結果によりますと、都道府県レベルでは全て導入済みとなっています。市区では導入済みが、市の部です、588団体、試行中が35団体、検討中が46団体、導入なしの団体が14団体、実施していたが廃止に27団体となっています。また、町村においては、導入済みが325団体、試行中が57団体、検討中が412団体、導入予定なしが112団体、過去に実施していたが現在は廃止しているが24団体となっており、多くの自治体で導入の検討がされているようでもあります。多くの自治体では、行政評価を導入する目的として、行政運営の効率化、行政活動の成果向上、職員の意識改革、PDCAの確立などを挙げているようでもあります。

行政評価は、評価対象で分類すると、政策評価と事務事業評価に大別されます。政策・施策評価は政策・施策という比較的大きな単位で施策・事務事業の有効性などを評価するものであり、事務事業評価は個別の事務事業ごとに効率性、公共性などの観点から評価を行うものであります。一方、評価主体により分類すると内部評価と外部評価に分けられますが、日本では内部評価が圧倒的に多くなっているようでもあります。

現在、行政評価を導入する上では、次のような支障があると考えられます。まず、職員の意識改革が困難である点であります。行政評価は、一般に行政機関が行う全ての事務事業をその対象とするため、自治体の全部署の事業が対象となります。したがって、全庁的な取り組みが必要となりますが、付加的な業務と捉えがちであり、職員の意識改革が困難である場合が多いようでもあります。

2つ目に政策・施策・事務事業の目的体系図作成が困難であるということでもあります。従来は、予算と計画が別個に編成、策定される場合が多く、事務事業も統一されていない場合がほとんどで、新たに行政評価制度を導入する自治体は、政策・施策・事務事業体系を構築する必要があります。従来の予算・計画の体系を目的と手段の関係を示した目的体系図の形に整理するのに、多くの時間を費やす事態が多くなっているようでもあります。

3つ目に評価指標の設定が困難な点が掲げられます。評価方式として、事業ごとに定量的な指標を定め、事前に立てた目標値を達成しているかを事後に評価する方法をとっている自

治体が多くなっているようであります。評価指標は各事業の担当者がそれぞれ設定するケースが多いため、統一的でかつ個々の事業に適切な評価指標を設定することが大変難しくなっています。さらに、職員の作業負担が課題、評価結果の事業見直しへの反映方法が不明確、住民満足度の把握が困難なども課題として指摘されております。

本村では、導入については、今後さらに検討を加えてから考えておりますので、ご理解をいただきたいところであります。

3番、北條利雄議員の評価制度の導入についての質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ただいま村長から事務事業の評価制度について全国、それから都道府県レベルも含めた事業実施自治体のお話がされました。鮫川でも毎年、事務事業の成果という形で、前年度の主要施策の成果で、各担当課でまとめて毎年冊子にして、住民にも議会にも報告されているということであります。それはあくまで、事務事業の成果でありまして、この評価というのは、さらに、その前年度の成果だけじゃなくて、次の年以降にもやはりつなげていくというのが常に大事なんだと思うんです。

この事務事業評価システムというのは、そういうことも含めて、やはり自治体がきちんと評価制度を導入していく。今、村長がお話ししたとおり職員も大変でしょうし、組織としてもそういう体制になっていないというのは十分わかります。やはり、これを乗り越えてやっていく、さらに自治体が行う政策・施策をやはり次の代にもつなげていくという部分では大切なことであるんだと思うんです。

評価を行うその意義というのは、まず、先ほども述べましたけれども、成果を重視した評価による行政活動の効率、質の向上であります。これは、行政活動を適切に評価して、その質の向上を図っていくんだと思うんですが、計画どおり政策や施策、それから事務事業が実施できたのかという、その執行状況を評価するだけでは不十分だと私は思うんです。政策や施策、事務事業によっては、住民や地域に何をもちたかという成果を評価する仕組みが求められるものだと私は思っています。こういう行政評価システムを可能とする、やはり役割を担っているのが、行政なのではないかと私は思っているんです。

第2点目の施策の事業の選択とか、重点化による行政の資源配分の最適化でいきますと、やはり今後、財政は極めて厳しい見通しだと私は思っています。この行政評価システムによる政策とか施策、事務事業の有効性の評価結果を活用することで、これらの選択とか重点化を図って、行政資源、予算の配分を最適化にしていくということで、絶対必要だと私は思っ

ています。

3つ目の村民への説明責任の徹底であります。どれだけの費用を投入して、どれだけ効果が生み出されたのか。どの施策が有効性が高いのかといったことを明らかにすることができるんだと思います。この評価結果を活用することによって、村民に対し、政策・施策・事務事業の執行状況のチェックと改善、見直しを含めた今後の推進の方向性を、客観的な根拠をもって明快に説明することができるんだと思います。

4つ目は職員の意識改革の期待であります。このシステムは各政策・施策・事務事業を所管する部署、担当者が一次評価を実施することが一般的であります。こうした評価作業を通じて、みずから手がける政策・施策・事務事業が村民のためにどれだけ貢献しているかを理解することができると思います。こうした機会を通じて、職員一人一人がみずからの業務の意義や効果、問題点などについて認識を深めることが、私は期待できるものだと思っております。

5つ目はやはり職員の政策形成能力の向上であります。地方分権の進展によって、私たちの地方も含めた地方公共団体の政策形成能力の向上が強く求められております。職員一人一人がこうしたサイクルの中で、それぞれの立場で政策・施策・事務事業の改善や立案の検討を経常的に行うことにより、職員の政策形成能力向上ができるんだと思うんです。

確かに、村長が今、答弁されたように、こういう小さい組織の中では大変な作業になるんだと思います。私も、組織の一員でありましたし、わかります。しかし、こういう、今までやってこなかったから、職員が少ないから、体制がこういう体制だからという話じゃなくて、これから、今まで実行していなかったことを実践して行って、やはり、村政の評価を行うという部分では大変必要だと思うんです。やはり、これを形づくっていく、こういう取り組みというのは絶対必要だと思うんです。

村長にこの事務事業の評価制度の導入について、もう一度、私の今、再質問でお話したことも含めまして、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、1番から5番までの質問のようではありますが、行政評価、そして事務事業の評価であります。役場は常に評価をしながら事業はやっているものと考えています。これは、北條議員も過去にそういった職場で働いた経験がおありですから、それは十分承知かと思えます。

まず、今、常に2番目の効率、効果的な事務事業という見直しであります。これも最少

の経費で最大の効果を上げるべきと、これは常々予算策定の段階で職員に話しているところでもありますから、十分承知の上でやっているものと思っております。ただ、それができる職員かできない職員か、それはその人の器量であります。ここまでは、私の力ではどうにもなりません。私以上に思いに応じてくれる職員もおりますれば、何だこれという職員もおります。こういったことで、いろいろ苦労しているのが現実であります。

ことしの、今で言いますと28年の8月に、国からの指導のもとで、鮫川村も人事評価制度を導入させていただきました。この人事評価制度は、今までですと上司が部下を評価するわけなんですけど、みずから自分の評価をして上司に上げて、それを上司が再度評価して、最初、係長に出して、係長が課長に出して、課長が総務課長に出して、最終的には村長のほうまで来る。そういった仕組みづくりをさせていただきました。これもいろいろ迷惑をかけたことがきっかけであります。こういったところで、職員の意識向上は図っているつもりであります。これができるかできないか、これは本人次第です。こういったことは春の人事で、また採用をさせていただきたいと思えます。

常々、ただ、大きな市単位で、こういう小さな鮫川村の30億ぐらいの規模で職員も70人でやっています。こういったところで、一々指標を出して、これを議論するよりは、常々当初の予算の段階で、身の丈に合った事業、そして効率的な最少の経費で最大の効果、そして最後にはこういった広報等で公表をして、村民の審判を仰いでいる。こんなやり方で十分ではないかと思えます。今後とも、必要なときには再度また考えて、差し当たり、国で指導のもとで始まった人事評価制度を導入しながら、次のステップへと展開をさせていただきたいと思えます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長は今、人事評価制度をやっているということではありますが、人事評価制度ができるのであれば、村政評価、行政評価というのはできるんだと思えます。それを役目を担うのは職員でありますし、それを指示するのは村長であるし、教育長であります。これを組織、先ほど言ったように組織としては小さい規模でありますし、当然私もわかります。やはり、これを全て完璧にシステムをつくり切って、この組織の中で生かしていくというのは、まさに大変な努力が必要だと思うんですが、やはり、それに近づける努力は小さくても大きくても必要なはずなんです。

これをやはり抜きにすると、逆に言うと人事評価にせよ、行政評価にしよ、やはりチェック機能が働かないんです。人事評価制度は人が人を評価する、行政の、じゃあ、評価は誰が

やるんだ。それは、みずから施策をやっている人はもちろんだけれども、村民の評価も必要です。だから、そういう体制をシステムとして構築していくというのは、この自治体としての行政の中で一番大事なことなんだと思います。

確かに、人から評価されたり、自分のやっていることを評価されるのはいいものじゃないし、苦痛を感じることもあります。確かに私もそうでした。しかし、苦痛であろうと、評価されようと、やはりそれを受けて立つのが職員であり、行政執行者だと私は思うのです。

ぜひ、これ人事評価制度、当然、国からのお達しでやっていると思うんですが、やはり、多くの自治体が、大きいところでは当然、都道府県レベルでは先ほどご答弁されたとおり、進んでおりますけれども、やはり地方自治体でも、やはり財政が乏しい自治体が、だから有効にその原資を使っていく部分では、本当に知恵を絞りながら行政評価をしながら、先ほど村長も言ったとおり、限られた財源をどうして有効に効率よく使うかと、こういうものを毎年考えているわけですね。だから、こういう評価システムというのは、やはりなおざりにできないんだと私は思います。

ぜひ、行政評価、検討していただいて、完璧にやれとは言いませんけれども、近づく努力をお願いしたい。もう一度村長の答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、ことしの目標は人事評価制度をしっかりと確立して、これを確立さえできれば、また事務も政策評価もステップアップできるのではないかと考えております。こういったところで、ぜひ、鮫川村も郡内で先駆けて、こういった評価制度も取り入れて、立派な行政をつかさどる役所になっていきたいと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） こういう形で、やらなかったこのシステムをすぐやれて、完璧にできるなんていうのはまず無理なんです、無理なんですけれども、やはり挑戦する、やってみるというのは必要だと思いますので、ぜひ、検討をいただいて、ぜひ、導入に向けてご努力いただきたいと思っております。

次に、第2点目であります。公共工事等の適正施工管理「プロセスチェック手引書」の策定についてでございます。

公共工事などの品質確保は受発注者に課せられた責務でございます。公共施設の質と耐久性の向上を目指した施工管理、管理監督が重要であります。特に、現場における日常の出来

高、品質管理はその品質を大きく左右する重要な部門であります。そのための適正な施工の確保が不可欠であります。

関係法令、契約約款、建設工事共通仕様書等の遵守及び公共工事の施工過程における適正な管理を行うため、施工プロセスチェックリストの各項目における監督員及び主任監督員のチェックポイント、判断基準、注意事項の3点を記載することにより、評定者である監督員及び主任監督員による、プロセス段階での客観的かつ偏りのない評定を行うための判断基準であります。発注者の意識の共有化をまさに目的とするものでございます。

これにより、組織内に専門職を配置せずとも、事務職員でも適正執行のプロセスチェックが可能となります。公共工事などの適正施工管理の「プロセスチェック手引書」を策定し、事件、事故を未然に防止する、こういうことを行うべきだと思います。村の考え方を伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の2つ目の公共工事等の適正施工管理についての質問にお答えを申し上げます。

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、同年8月に公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が閣議決定されました。

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、その品質は現在から将来のため確保されなければなりません。しかし、目的物は使用されてから、その品質が確認できることから、その品質が受注者の技術能力に負うところが大きく、公共工事の品質確保を図るためには、技術能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ、総合的にすぐれた内容の契約がなされることが重要とされています。

また、公共工事の品質確保の取り組みを進めるに当たっては、入札及び契約の過程、契約内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、談合その他の不正行為の排除が徹底され、不良・不適格業者の排除が徹底されることで、入札の適正化が図られるよう配慮すること。工事を施工する専門工業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行される

など、元請と下請の関係の適正化が図られるよう配慮されなければならないとされています。

このうち、施工段階における発注者が果たす役割として、工事の監督及び給付の完了の確認を行うための検査、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術検査を行うとされており、技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、その結果を工事成績評価に反映させる適正施工のプロセスチェックなどを適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるようとされています。

国の公共工事では、平成18年度に制度化した難易度の高い工事を対象として施行を開始し、平成22年度のガイドライン適用後に完成した工事の発注者、受注者にアンケートを行ってまいります。その結果によると、目的物の品質確保については、発注者の約7割から9割が効果があると回答している一方で、確認項目が多く、専門に実施する部署が必要という意見もあったようです。受注者においては、現場対応などの負担がふえたとの意見があり、適正施工のプロセスチェックの実施における負担について課題が確認されております。

北條議員が提案する公共工事の適正施工管理のプロセスチェック手引書は、福島県では手引書は策定しておりませんがプロセスチェックリストは存在しているそうです。長崎県では手引書を策定しているようであります。このプロセスチェックリストは工事現場の施工管理を主眼としたものではなく、工事施工に伴う提出書類の正確性をチェックし、施工業者を評価するためのものと解釈しております。

本村におきましては、今のところ業者の評価は行っておりませんので、公共工事の適正施工管理のプロセスチェックや、その手引書は作成しておりません。議員もご承知とは思いますが、本村の公共工事においては事務職員、技術職員が監督員として工事の管理をしており、職員は県が実施する研修会に参加し、先輩職員から指導を受け、県の技術職員の指導も仰ぎ、県で発行している共通仕様書、工事監督員執務要綱等を参考に職務を遂行しておりますが、やはり経験とそれに裏打ちされた知識は必要不可欠なものであります。

今後も、発注者として果たすべき役割を十分理解し、公共工事の品質確保に努めてまいります。公共工事の適正施工管理のプロセスチェック手引書の策定については、本村の現状と作成の必要性などについて整理した上で検討し、対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、3番、北條議員の2番目の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） プロセスチェック、福島県では策定していないということですが、多

くの都道府県ではこれらを策定しているし、地方自治体でも作成しているんですね。

では、なぜ、この地方、小さな自治体でも策定しているかという、専門的な職員を組織上からもなかなか雇用できない、じゃあ誰がやるんだということになれば、事務屋がやるんですよ。事務屋でも、この公共工事の適正な施工管理をやる上では、異動があるわけです。役場は当然異動もありますし、どこに配置されるかわかりません。何年もそこにいるわけにはいかないんです。場合によっては、投げやりのようになるかもわからない。いつも問題になる業者との不適正な関係になるかもわからない。そういうことも含めて、当然異動の対象にもなるし、職員は異動するということでもありますけれども、じゃあ、そこに、工事が一番発注するところは鮫川だと地域整備課なんだと思うんですが、ここに年中、専門職を配置するほどの余裕がある組織じゃないはずなんですね。だったら事務職員を配置するしかない。事務職員が異動になったときに、何を先輩から一々聞かないと仕事はできない話になっちゃいます。

この公共工事の適正な施工管理をやるというのはどういうことかという、その手引書があれば、事務職員であってもチェックできるんですね。それをできれば、やはり、事件事故は私は起こらないんだと思うんです。それをやはり、きちんこの手引書に書いてあるとおり、村が発注した公共工事については適正にやってくださいよと、まあ、なったばかりの人は大変でしょう。しかし、これはその手引書の順にやっていけば、一定の部分の適正な公共工事ができるということで、やはり、その事件事故を未然に防ぐというのは発注者の責任であります。請け負う業者も当然請け負った以上は工事の責任がありますけれども、やはり発注者がどこまでチェックできるか、ここが大切なんだと思うんです。

鮫川みたいな、先ほど村長が言ったとおり、組織も小さい組織の中で、これをこなすというのは大変なことなんです。本当に大変です。それはわかります。

ですから、やはり、異動した人はまず公共工事の発注があるわけだから、この施工管理の手引書をよく読んで勉強しながら、先輩にも聞きながら、引き継ぎを受けた同僚にも聞きながら、それをチェックしながら、きちんとした工事を管理していくと、これをやはり日常的にやっていないとだめなんだと思うんです。これをわかっている職員が、そこに5年も10年も置く必要はないんです。やはり、事務屋でもできるように、手引書をつくって、ぜひ実行していただきたいと思うんです。

村長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條議員が話されているのは、公共工事の適正施工管理のプロセスチェック手引書を、村独自のものをつくってはいかがというお話であります。今、村で実施しているのは、これは議員も承知のはずであります、県の技術職員の指導を仰ぎながら、県で発行している共通仕様書、工事監督者の執務要綱等を参考に職務を遂行しているわけです。建物の場合には、建物によっては設計業者に施行管理を委託しております。ただ、道路工事等については、県の技術指導を仰ぎながら、共通仕様書でやっているということでもあります。

つい、先日も、私もことし初めてであります、業者の工程表を参考に、現場監督の竣工検査をしに行ってきました。新宿・石井草線です。私、余りこういう検査とかには立ち合わないというのは、業者が、村長が行くと緊張しているんですね、粗相があつてならないと思つて。いろいろ心配をかけておるがために、余り遠慮して行かなかったということが多かったです。さぎり荘にも、皆さんと一緒にいったのが1回だけです。ああいったときも、トップが行くと、皆さん緊張して本当にけがでもしそうなように震えているような格好で仕事をやっているんですね。これでは申しわけないな、そういう思いをさせてはということで、余り現場は行かないようにしていたんですけれども、ああいった、昨年のような不始末を起こしたもんですから、これから私も、知らずながら現場には行って、工程表どおり施工されているかどうか、これは確認しながらという思いで、ことしは行ってまいりました。大変、参考になりました、皆さんがこれ、大事なものは、立派な商品を納めてもらうには施工業者をしっかり選ぶべきだと。談合のない公正な公平な競争が行われていれば、必ず立派な業者がそれを請け負ってくれるはずだという思いで、この竣工検査にも立ち合わせていただきました。

こういったことで、差し当たり、県の技術職員の指導を仰ぎながら、要綱を参考に職務を遂行してまいりたいと、職員に言わせていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 県の技術職員の指導を仰ぎながらやるということですが、やはり、いつも県の指導を受けていること自体は違うんじゃないかと。主体はやはり、鮫川村の行政が主体であります。そこで何もできなくて県の指導を仰ぐということ自体が問題であります。やはり、最低限、どんな事務職員が公共工事の担当者になろうとも、最低限の施工管理が事務職員でできる、確認できる、こういう体制というのが必要なのであります。事件事故を未然に防止する、これはやはり最低限、必要なんです。これができなくて、後で気がついて事件事故が起こった、大きな騒ぎになったというのは、やはり問題なんです。やはり、常日ご

ろ、この施工管理プロセスをきちんとしていないから起こる可能性があるわけです。

私も何回か失敗していました、職員時代。やはり、そういうシステムがないんです。やはり、これを未然に防ぐという、幾ら頑張っても適正にあれば、失敗は繰り返すことになりすけれども、やはり失敗を小さくするという部分では、このシステムをつくって。システムをつくるって面倒くさいから大変なんです、当然。だけれども、やらざるを得ない。こういう知恵あることを、やはり繰り返しやることなんだと思うんです。

特に、行政はそれは面倒くさい、組織ができないからやらないという話じゃないんです。やはり、これはやらせるべきなんです。ぜひ、事件事故を防止する、事件事故がないんじゃないかと、あったはずなんです。そこを、これから未然に防止していく、組織全体で、鮫川村で、村長も議員もそうですが、やはりチェック機能を完全にやって、未然に防止して、村民にいい仕事を返してやるとこういう姿勢というのが、どういう立場であったって必要なんだと私は思います。ぜひ、こういう公共工事も含めた適正な施工管理のシステムを考えていただきたい。そういうことをお話しして、2点目の質問を終わります。

次に、3点目であります。

政策条例化のための体制整備についてでございます。地方分権時代と言われ久しいのですが、本村などの基礎自治体は、政策目的に応じて条例、規則、規程、要綱、契約等の法的手段を駆使することが求められています。しかしながら、本村などの基礎自治体では、国や県の指針や準則に従って条例を制定してきた歴史が長いため、体制整備の前提となる職員の意識改革や人材育成には相当の努力を要することになっています。

また、本村などの小規模自治体では、職員を法務事務のために専門特化させがたいことなど、さまざまな課題が指摘されているところでもあります。今後、ますます複雑・多様化する行政課題に対応した適切な政策の実行に資することや、地域が抱える問題に対して、独自条例を定めることにより問題の解決を図る必要性も求められてきます。本村の条例化などの整備検討及び的確な例規整備の現状と、今後の体制整備についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員3つ目のご質問であります政策条例化のための体制整備についての質問にお答えを申し上げます。

まず、地方公共団体において、法務を専門的に扱うセクションは文書課や総務課が多いよ

うであります。伝統的には、長の決裁を要する重要な文書の審査、立案や、条例、規則等の審査、立案に当たって、主として適用性、妥当性、形式性の見地からチェックする役割を担い、所定の形式が守られているか、用字、用語が妥当かといった形式的審査をする法制執務的な仕事を主としてきております。法務部局のもう一つの仕事である訟務も紛争が発生してしまった場合の後始末的対策として遂行されています。

一方、地方分権改革により、自治体にはみずから考え工夫を凝らした法解釈や、条例制定などを行うなど、積極的で幅広い法務行政の実践が求められています。このような、今までにない自治体の法務行政は、自治体法務、政策法務とも呼ばれているようでもあります。その政策法務というものが、従来の守りの姿勢から、攻めの姿勢を持つものでなければならないといえます。この攻めの姿勢は、既存のルールを解釈、運用するという場面よりも、新たなルールをつくり出すという場面で強く発揮されています。政策法務は立法法務、執行法務、争訟・評価法務に区分され、そのうちで攻めの姿勢が最も明確に出るのは、立法法務ということになるようでもあります。

さて、本村の法務執務の体制であります。現在の体制は、従来からの中央照会型法務で、現課がそれぞれの法令の執行に当たって、国の省庁の通達あるいは法解説に従い、さらにその通達や解説書では明確でない事項について所管官庁に照会し、その回答や行政実例に従う方式をとっています。その手続を行うため、条例等の改正の立案を例規システムにおいて行い、法令発議の際に、例規担当の審査を経て決裁を受ける仕組みとなっております。その後の公布等の事務については、例規担当部署において行っております。ご承知のとおり、近年の法改正関係は番号法を初めとして、より複雑、多岐にわたるものが増えており、それら法解釈について、職員の力量が必要とされているところであります。

ご質問の地域の諸課題解決のための政策法務を目指す体制整備につきましては、今後の大きな課題であり、研修等を通して、職員個々人の力量の向上を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いするところであります。

以上で、北條議員3つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 政策条例化、法務整理、これも大変なことです。今までは、前までは、私も職員でいたころは、市町村からか準則が流れて、それに鮫川村の活字を入れてやれば物事ができたという時代でありました。物すごく楽でした。ところが今は、やはり村が独自に条例、規則、規程、要綱等を策定して、自分の自治体のものにするという体制に変わってき

ています。指導をある程度受けたとしても、これをやっていく職員、担当課は大変なはずなんです。ましてや、地方分権と本当に言われながらも、自治体で本当に独自の条例とか規則をつくっていくというのは、本当、やはり先ほどの公共工事なんかもそうなんです、小さな自治体だからこそ職員も必要です。

やはり、一つ考えられるのは、人材の育成とか確保なんですけれども、やはり育成は、ある程度ある限られた人数でできるんだろうと思うんですが、確保というのはなかなか定数でもふやさない限りは難しいという部分では、かなり多分、村長も苦勞されているんだと思うんです。だけれども、やはり鮫川村として、この政策条例化などの体制整備というのはやらざるを得ないということでもありますので、やはりそういう能力の底上げというのは、当然研修も含めて、ぜひやっていただきたいなと思います。

多分、組織もこれらについては総務課でやっているのかな。総務課のほうでやっていると思うんですが、その政策を独自につくっていく部分では、やはり、これからますます地方分権時代だからと言いながらも、なかなか聞きづらくなったり、法改正がされても、なかなかすぐに市町村が対応し切れないで、改正もせずに残っているというやつも結構あります。

私も、最近久しぶりに、村の例規集とか要綱の各やつを見て、ほかの自治体の同じような条例、例規、規則、規程、要綱などとも比較させていただきました。おもしろいんですね。似たような、私がいたころは、市町村課の指導でやってきた同じようなやつなんです、全く中身が各自自治体とも違うんですね。何だろう、この差はと私感じました。それは、気がついて法律が変わり、おりてきたんだと思うんですが、改正されたのか、独自にきちんと見直しをして、その都度改正されたのかというものの差なんだと思うんですね。

多分、長い、副村長も総務課長もおりますけれども、鮫川村のが一番正しい条例であったり、規則だったりと思っているのかもわかりませんが違うんですね。びっくりしましたけれども。それは、どれが正しいか私も言い切れませんが、やはり、きちんとそのときに合ったものに改正されているということからすると、特に市部とか県あたりはその都度きちんと改正していますけれども、末端の町村ですね、やはり相当、組織も小さいという、なおざりになったというのがあるんだろうと思うんですが、これは必要なときに見ればいいやと思うだけじゃなくて、やはりそのときに改正なりしておかないと改正しづらいだろうね。

だから、そういう部分も含めて、やはりぜひ先ほどの件も含めてなんです、人材の育成。まあ、確保は、人をふやせと私はなかなか言えないんですけれども、人材の育成、それから

そういうチェック体制も含めて、ぜひ、それから事務事業も含めて、私たちもそうなんです
が、これから議員も行政側にああだこうだと、やっていることに対して質問をしたり、言っ
ていますけれども、私たち自身が行政能力、政策能力を掲げて村長に問いかける、そして村
長に提案する、そういうことがやはり絶対必要でありますし、行政側の体制も、先ほど私が
質問した3つも、ぜひ大変でしょうけれども整備いただいて、私たちも努力していきたいと
思います。ぜひ、すぐこれもやってほしいということではないのですが、近づける努力をぜ
ひ村にやっていただきたいことを申し上げたいと思います。

最後に村長、それについてご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この法務、総務、訟務というのは、なかなかその難しい分野で、ただ、
たけているのが、総務課長はこの辺にたけております。ただ、今、総務課長いるからですけ
れども、指導をしっかり後輩に引き継いで、県の指導を仰ぎながら、こういったお勉強をさ
せていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ありがとうございました。

これで、3点の質問を終わります。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番（前田武久君） 今定例会、諮問機関の見直しについて質問をしたいと思います。

現在、我が村には審議会、委員会といった附属機関が22以上も設置されておると聞いてお
ります。設置時には目的があり、効果もあったと思われるが、今では不必要と思われるもの
もあり、過去二、三年に1回も会合が開催されないものもあると聞く諮問機関の見直しを図
るべきと考え、村長の所信を伺うものであります。

まず1つとして、22以上の審議会等の諮問機関を今後とも存続させるおつもりか。

2、これらの諮問機関の年間活動日数はどのようになっているのか。

3、諮問機関の名称、役割、構成名簿をお示し願いたい。

以上、質問といたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の諮問機関の見直しについての質問にお答えを申し上げます。

まず、ご質問の審議会、委員会についてであります。現在、地方自治法第138条の4、第3項等で規定されている附属機関は法律、または条例で設置することとされていますが、本村を含む多くの地方公共団体では、自治体職員以外の学識経験者や公募により委員となる審議会、調査会、委員会等を附属機関に準ずる機関として要綱等による設置を行ってきております。

今後については、附属機関の該当性に係る判断基準に基づき、外部委員が入る審議会等について、地方自治法第138条4の第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき設置する附属機関と、行政の運営上の必要により行う意見交換の場として設置する懇談会に区分して位置づけをする。既存の審議会等については、設置及び運営の適正化とあわせて効率化を図る観点から、活動が極めて不活発なものは廃止するか、設置目的が類似するものや似通っているもの、関係性が高いものは整理統合等の検討を行わせていただきたい。

こういったことで適正化を図っていくことで、今、検討を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、9番、前田議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今、村長から答弁がありました。

前に、通告の際に資料提示を求めまして、資料はいただいております。その中で、構成員の名簿、それと活動内容等については未提出というふうになっております。それで、そのことについてもお聞かせ願いたいというふうに考えております。活動記録は残っておられるかと思っております。

それで、先ほど6番議員に答弁された村長の答弁の中で、湯の田の温泉活用活性化、私も特別委員会委員に村長から委嘱されまして、協議内容等はある程度承知しております。それで、はっきり答申した内容についてもきちっと把握しておるつもりでございますが、先ほどの答弁では、我々委員会に示された村行政側のおおよその構想の内容が、全部答申されたように答弁されたように聞き取れたんですが、後ほど議事録を確認してもらえばわかると思

ますが、各委員会ではそれなりに責任を果たしてきちんと答申をしているはずですが。必要ないものは必要ないというような答申をされておるわけでありますが、その辺も村長、答弁されたことをございますので、ここでなおさら、もう一度その件についてもお伺いしたいと思っております。

それと、通告にもしてありますが、類似された委員会、それから諮問機関、それらについては見直しを図るといような答弁でございますが、この22以上の委員会、それから協議会、それからいろいろありますね、行政でもって。先ほどの村の中心地活性化委員会、それから湯の田活性化委員会なんかも、これは行政に対応するための1つの諮問機関といようなことで諮問されたわけでございますが、それらについては、これは国の補助金の確保といような、一つの行政側の都合でもって設置されたものであるといふふうに認識しております。

しかしながら、それらは年に湯の田の委員会なんかは9回、会を開いたわけでございますが、1年で終了といようなことで、それらの廃止等なんかはされていないふう感じております。そういったものについて、そういった内容もの、類似した諮問委員会に対してのこれから廃止、それから統廃合について、もう一度詳しく、村長答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、いろいろな審議会であります、国の地方自治法の規定によって法律または条例でもってつくられている審議会もありますし、今ほど話された村の中心地活性化委員会、あるいは鮫川の湯の田温泉の利活用の基本構想検討委員会、これら等は村の行政運営上必要と考えて村長がお願いした団体であります。ですから、諮問にお答えをして答申をした段階で私は解散かなという考えでございましたが、これが形上は残っているといことであります。この辺をきちっと委員会を委嘱した皆さんに通知をしながら解散といか、解除してまいりたいと思えます。

あと、先ほどの議員の皆さんが大勢入ってました湯の田温泉の活性化基本構想委員会あります、特に私が気になったのが、温泉スタンドの建設でありましたが、あれは皆さんの提案もありましたが、後日、あの温泉を利用すると、今のお風呂のバスのシステムの中で異常を来すとい判断があったものですから、これはできないのかなという思いで削除といか、今、検討しているところあります。恐らく皆さんに迷惑かけるから、こういったことはできないのかなという思いのほうが強く思っています。

ですから、まだまだ有効な利用といのは、今のところは養魚等も硫黄ですから不安でありますし、温室のハウス栽培といのものも検討したんですけれども、温度が32.6度なんですね。

ちょっと温度が足りないのではないかという思いもあります。この辺を精査しながら、もうちょっと皆さんに喜ばれるような利用はないかということで、今、検討しているところであります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 名簿、それから活動日誌、活動記録等の提示、それらについて、それに関連した再質問をしたいというふうに考えておりますので、その辺のことをお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） いずれも審議会等の議事録はとってあります。ですが、きょうは後で皆さんにお配りするというご理解いただければと思います。

あと、総務課長の言うように。

○議長（星 一彌君） 総務課長、石井君。

○総務課長（石井 哲君） 先ほどの件でございますけれども、先ほど村長の説明ありましたように、要綱等によって定められている委員会については、これまで数多くありまして、全部洗い出ししまして、機構改革で課が変わっているところもありますので、精査した後に提示するというご容赦いただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そういうふうな答弁であります。条例、法律、要綱等というふうなことでもって諮問委員会の人選をしておると。

かつて、村長、後半になってからは一般公募というようなことで、諮問委員の公募を募っておるとようなことが評価されておりますけれども、大体ほとんど諮問委員会のメンバー、恐らく顔ぶれは似通った人じゃないかなというふうに考えております。それで、同じ人が同じ発想、これは新味がないし、これからの構想を発想していただくには余りにも欠けるんじゃないかというふうに考えております。

今後、幅広い分野から、幅広い村内の方々からの意見を聴取するような諮問委員会を期待しておるわけですが、そのような中で今回任命されておる諮問委員の、村長がどのような考えでもって委員会の統廃合を進めていくのか、その点について再度所見を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今の委員会は22と申し上げましたが、細かいのまで言うと、40ぐらいあるんですね。この委員会、先ほど申し上げましたように、諮問に対して答申のあつ

た委員会は削除してもいいのかなという思いではありますが、あとは統廃合もあります。委員会も似通ったのもあるんですね。あと、どうしても必要な委員会もあります。この辺精査して、皆さんに統合とか廃棄したのをお知らせしていきたいと思います。

ただ、どうしても人数が人数、村内の限られた人数の中での選択になります。あと委員会によっては一般公募もしているんですけども、一般公募する委員も限られているんですね。なかなかそういった協力を得られない。そういったことで、議員さんがいつも半分ぐらいは委員として出席してもらおうようになってしまう、そういった形で申しわけないとは思っているんですけども、これも議員さんは議員活動の中で村民の多くの意見を反映できるという思いで選択しているということで、ご協力をいただければと思いますし、あとどうしても意見を出したいという人が公募で乗っかってくるということでもあります。

ただ、公募で乗っかってくる人が少ないんですね。本当にその辺、残念ではありますが、これからもいろいろと恐らく、広く皆さんの意見を聞いてということが基本でありますから、いろいろな面でこういった委員会も、また新たにつくるときもあろうかと思いますが、皆さんと協議しながら、そういった委員のメンバーの審査なんかにも当たっていききたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） この一覧表には載っていない諮問機関、たしか私、何回もこのことについては一般質問等で問いただしておったんですけども、振興公社の設立準備委員会というものもたしかあるはずだと思うんですね、村長諮問機関であるはずですが。それらについては最近、開催された活動は聞かないんですけども、その辺はどうなっているか。

〔「まだ廃棄処分はしていないですよ」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川村振興計画で、振興公社もまだ廃棄はしていませんからあります。ただ、今、ちょっと見当たりません。これはまだまだ審議を願うところではありますが、申しわけありません。今、私の手元にあるのは40ぐらいあるんですけども、このほかにあるんですね。そういったことで、ただ、最近活動していないものですから、だんだん下積みされていくということでもあります。おそらくここ5年ぐらい持っていないですね。そういったことで、申しわけないです。これらもいろいろ検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長、検討と検討と、検討と言えば間違いない答弁だと思うんですけど

れども、検討ではなくて早急にこれらの見直しを図るということであるし、先ほど資料不足であった点についても、早急に提出を求めたいと考えております。

議長、その辺、とりあえずお願いしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

15時40分まで休憩をいたします。

(午後 3時27分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時40分)

◎報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第5、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2件を一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第2号、報告第3号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

議案書1ページから3ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度の鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は、2ページからの一覧表のとおりであります。

I R U光ファイバ設備管理事業83万9,000円ほか、7事業合わせまして1億2,342万円。

交流施設特別会計の交流施設管理事業196万3,000円であります。

それぞれ事業の繰り越し理由については、さきの議会で説明しておりますので、繰り越し

理由の説明は省略させていただきます。

平成29年度中、全事業が完了するよう工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の4ページから11ページをごらんください。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

平成29年度の事業計画及び平成28年度の事業報告及び決算報告書は議案に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第2号及び第3号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 議案第2号ですけれども、総務費の戸籍住民基本台帳費、個人番号カード事業29万7,000円、このカード番号発行者数はどうなっていますか。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（鏑木重正君） 個人番号のカード発行者数ですけれども、すみませんが、今、手元に資料持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

以上で、報告第2号から報告第3号までの報告を終わります。

◎議案第42号～議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、議案第44号 専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第42号から44号までの3議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書12ページから14ページをお開き願います。

本案は、高田工業株式会社から平成29年3月28日付で寄附されました1,185万4,000円について、専決処分で平成28年度予算に増額補正させていただいたものについて報告するものがあります。

次に、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書15ページから23ページです。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることにより、専決により鮫川村税条例の一部を改正させていただいたものであります。

改正の主なものとして、個人住民税配当割の課税標準である特定配当などのうち、特定上場株式等の配当などについては、所得税、個人住民税ともに総合課税、源泉徴収のみ申告分離課税のいずれかを選択できることとされているところ、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項をもとに課税できることなどが明確にされたことなど、所得課税方式について選択できることになった点、保育の受け皿整備のため、固定資産税の税制上の特例措置を創設、被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例、個人村民税での住宅借入金等、特別税額の控除の期間の延長、同じく肉用牛特例の期間延長などの事項などについて、条例の一部を改正したものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第44号 専決処分の承認を求めることについてのご説明です。

議案書24ページから27ページをごらん願います。

個人情報保護に関する法律と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の改正に伴い、特定個人情報の保護措置を定めた個人情報保護条例や個人番号利用条例の一部を改正したものであります。

本案も同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年5月22日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めたものであります。

以上で議案第42号から44号までの3議案の説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分でありますので、討論を省略します。

これから議案第42号 専決処分の承認を求めることについて簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第45号～議案第50号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第9、議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から、議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの6議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、議員の旅費に関して、これまで日当については支給しないこととされておりましたが、今回、県外の出張の際に1日当たりの日当2,000円を支給するため、改正を行うものであります。

次に、30ページをお開きください。

議案第46号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これも同じく村長等の旅費に関して、これまで日当については支給しないこととされておりましたが、今回、県外の出張の際に1日当たりの日当2,000円を支給するための改正を行うものであります。

次に、議案書32ページをお開きください。

これも議案第47号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例の改正も職員等の旅費に関して、これまで日当については支給しないこととされておりましたが、今回、県外の出張の際に1日当たりの日当2,000円を支給するための改正を行うものであります。

次に、議案書の33ページをお開きください。

議案第48号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてご説明を申し

上げます。

この条例改正は、平成30年4月1日から青生野小学校が鮫川小学校と統合するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書34ページをお開きください。

議案第49号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例についてのご説明です。

この条例改正は、村の簡易水道施設のうち、西部地区の給水区域に草牛地区を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、35ページです。

議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成29年度の国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。

お手元の議案書の最後のページ、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料をあわせてごらんください。

平成29年度の国民健康保険税案分率の決定に当たりまして、被保険者1人当たりの税負担を抑えるため、保険給付費支払準備基金から1,500万を繰り入れすることにいたしました。この結果、医療給付費分で所得割を0.24%引き下げるとともに、資産割を1.75%、均等割を2,300円、平均割1,400円をそれぞれ引き上げ、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たり負担額で2,978円の増額、1人当たりの負担額では2,530円の増額となります。

後期高齢者支援分では、所得割を0.12%引き下げるとともに、資産割を0.84%、均等割を1,100円、平等割を700円それぞれ引き上げ、一般世帯で1世帯当たりでは1,018円、1人当たりの負担額では982円の増額となります。

介護給付金分では、所得割を0.2%引き下げるとともに、資産割を0.91%、均等割を600円、平等割を400円それぞれ引き上げ、一般世帯では1世帯当たり8円、1人当たりの負担額では25円それぞれ減額となります。

これらの条例改正案については、5月26日開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付でこの条例改正案は適当である旨の答申を得ているところであります。

以上で議案第45号から50号までの6議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎議案第51号～議案第57号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第21、議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第51号から57号までの7議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の37ページから39ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開きください。

事項別明細書でご説明を申し上げます。

補正前の予算額30億8,000万円に対し、今回2,686万円を増額し、補正後の予算総額を31億686万円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書2ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費30万2,000円の増額は、社会保障・税番号制度システム開発業務に要する経費に対する補助金の増額であります。

14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金2,639万4,000円の内訳は、ふくしまの恵み安全・安心推進事業費862万9,000円と、東日本大震災農業生産対策交付金1,776万5,000円で、米の全袋検査機器オーバーホールをする経費の補助金と、飼料生産機械を導入するための補助金であります。

19款諸収入、4項受託事業収入、3目1節民生費、受託事業収入の16万4,000円は、後期高齢者歯科口腔健診の受託料であります。

歳出です。

各款とも、2節給料、3節職員手当等、4節共済費などは、職員の人事異動等に伴うものであります。

3ページです。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需要費30万円は、情報セキュリティー強靱化に伴う系統別張りかえ用のLANケーブルなどの購入費用であります。

4ページをお開きください。

同じく13節委託料32万4,000円の増額は、社会保障・税番号システム改修に伴う開発事業に要する経費についての増額です。

同じく18節備品購入費104万9,000円は、情報セキュリティー強靱化に伴うネットワークの系統分離化による、不足するパソコン等の機器の導入に要する経費であります。

同じく7目地方振興費、19節負担金、補助金及び交付金58万9,000円の増額は、集会施設改修事業費補助金で、申請の終わった3施設に対し、当初の予算で不足する分について増額補正するものであります。

同じく2項徴税费、2目賦課徴収費、8節報償費62万4,000円は、村税継続完納の60年を達成したことに対し、村民の皆さんに記念の品をお配りするためのものであります。

5ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目後期高齢者医療事務費、13節委託料16万5,000円は、平成28年度に後期高齢者に到達された方に対しての歯科口腔健診を受けていただくための、歯科医院に対する委託料であります。

6ページをお開きください。

同じく5目障害者福祉費、13節委託料25万1,000円は、障害者相談支援事業の委託先を1施設ふやすためのものであります。

7ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、19節です。負担金、補助金及び交付金28万円は、住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金の申請の増加見込みによる増額分であります。

同じく28節繰出金121万7,000円は、簡易水道事業特別会計で増額補正となるため、繰出金

を増額するものであります。

同じく 5 目診療諸費、28 節繰出金34万円も、同様に国民健康保険特別会計直診勘定において増額補正となるためのものです。

8 ページをお開きください。

6 款農林水産業費です。1 項農業費、3 目農業振興費、13 節委託料863万円の増額は、米の全袋検査機器オーバーホール業務のための委託料であります。

同じく19 節負担金、補助金及び交付金1,776万5,000円は、東日本大震災農業生産対策交付金で、有限会社関根ファーム、株式会社あさひファームに対する肥料生産機械導入のための国の補助金であります。

9 ページを願います。

同じく 7 款、1 項商工費、3 目観光費、11 節需要費の修繕料31万4,000円は、強滝遊歩道にかかる橋の老朽化に伴う修繕に要する経費であります。

8 款土木費です。2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、13 節委託料21万6,000円及び17 節公有財産購入費10万円の増額は、災害復旧工事施工箇所の測量及び用地の購入費です。

10 ページをお開きください。

同じく 2 目道路新設改良費、13 節委託料243万円の増額は、村道水口大沢線改良工事の大沢側の測量委託に要する経費であります。

12 ページをお開きください。

10 款教育費です。6 項保健体育費、3 目学校給食費、28 節繰出金252万9,000円の減額です。これは学校給食センター特別会計で減額補正となるため、繰出金を減額するものであります。

次に、議案第52号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、41ページ、事項別明細書は15ページをお開きください。

補正前の予算額 5 億4,125万3,000円に対しまして、今回54万7,000円を増額し、補正後の予算総額を 5 億4,180万円とするものであります。

事項別明細書の16ページを、次のページです、お願いします。

歳入です。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は1,850万3,000円を減額補正します。

同じく 2 節後期高齢者支援金分現年課税分37万9,000円の、これも減額です。

同じく 3 節介護給付金分現年課税分も 6 万7,000円の減額です。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分21万7,000円を減額補正します。

同じく 2 節後期高齢者支援金分現年課税分は22万9,000円の減額。

3 節介護納付金分現年課税分は12万4,000円の増額となります。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、2 節特別調整交付金32万1,000円の増額は、高額療養費支給システム改修に要する経費に対する交付金であります。

17ページです。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目保険給付費支払準備基金繰入金、1 節繰入金は保険給付費支払準備基金から1,500万円を繰り入れするもので、保険税の増額を抑制するために繰り入れするものであります。

歳出の補正です。

事項別明細書18ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項療養給付費、1 目一般被保険者療養給付費の財源に、保険給付費支払準備基金から1,500万円を充て、一般財源分から特定財源に財源内訳の変更を行うものであります。

次に、議案第53号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は42、43ページですが、事項別明細書は21ページをお開きください。

補正前の予算額6,549万8,000円に対し、今回34万円を増額し、補正後の予算総額を6,583万8,000円とするものであります。

22ページをお願いします。

歳入において、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目 1 節一般会計繰入金で、運営費繰入金34万円を増額します。

歳出においては、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、18節備品購入費でテレビ等購入費22万円を増額補正するものであります。

次に、議案第54号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は44、45ページです。事項別明細書は25ページをお開き願います。

補正前の予算額 1 億1,519万7,000円に対し、今回121万7,000円を増額し、補正後の予算額

を1億1,641万4,000円とするものであります。

26ページをお願いします。

歳入において、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金で121万7,000円を増額します。

歳出において、職員の人事異動に伴う人件費分を増額補正するものであります。

次に、議案第55号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は46、47です。事項別明細書は29ページをお開きください。

補正前の予算額4億5,813万円に対し、今回1万9,000円を増額し、補正後の予算額を4億5,814万9,000円とするものです。

30ページ、次のページです。

歳入において、一般会計から1万9,000円を繰り入れし、歳出において同額を増額するものであります。人件費の所要額について増額補正するものであります。

次に、議案第56号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の48ページ、49ページ、事項別明細書は33ページをお開きください。

補正前の予算額1億88万4,000円に対しまして、今回252万9,000円を減額し、補正後の予算総額を9,835万5,000円とするものです。

34ページをお開き願います。

歳入において、一般会計から運営費繰入金252万9,000円を減額し、歳出において人事異動による人件費の減額補正をするものであります。

次に、議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は50ページ、51ページ、事項別明細書は37ページをお開き願います。

補正前の予算額3,636万4,000円に対しまして、今回2万6,000円を増額し、補正後の予算総額を3,639万円とするものであります。

38ページをお願いします。

歳入において、雑入として2万6,000円を増額し、歳出において、23節償還金、利子及び割引料で6,000円を保険料還付金として増額補正するものであります。

以上で、議案第51号から57号までの7議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号～議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第22、議案第58号 鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者の割合の変更についてから日程第30、議案第66号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第58号 鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者の割合の変更についてから議案第66号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての9議案についてご説明を申し上げます。

現在、村の農業委員の任期はことしの7月19日までとなっており、改正農業委員会法の適用を受けて市町村長の任命制度となつて初めての改選挙を迎えたところでありますが、この任命に当たつての提出案件であります。

初めに、議案第58号 鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者の割合変更についてのご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者等を過半数とすることが委員の任命に著しい困難を生じるため、委員に占める認定農業者等を4分の1以上とすることについて、農業委員会等に関する法律第8条第5項及び農業委員会に関する法律施行規則第2条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第59号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第66号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての8議案についてのご説明を申し上げます。

本案は、鮫川村農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第59号、藤田浩之氏、議案第60号、長久保誠一氏、議案第61号、芳賀芳雄氏、議案第

62号、緑川茂氏、議案第63号、白坂勝徳氏、議案第64号、増谷隆夫氏、議案第65号、鷺野谷弘行氏、議案第66号、関根政信氏であります。

その任命につきまして議会の同意を求めため提案するものであります。

いずれの方々も識見にすぐれた方々でありますので、原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 今、提案されました議案第59号から66号までの農業委員会の委員の任命について、今般、農業委員会法の法律が改正されてしまったわけですが、本日、この人事案件として提案されました農業委員さんのは、村長からの同意を求め提案ですが、農地最適化委員の皆さんは、多分、農業委員会が選出するんだと思いますけれども、鮫川村で農業委員に自薦、他薦、それから団体推薦も含めて何人が農業委員に名乗り出たのか、それから農地最適化委員が何人出たのかということも含めて、ちょっと人数だけでもお話しいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の質問であります、各、今ほど申し上げた委員さん方は、いずれもそれぞれの農事組合から推薦を受けた皆さんであります、1人だけ自薦で出た候補者がおりましたが、いろいろ検討させていただきました、いずれも地方で推薦した皆さんを優先させていただいたということで、8名の皆さんを提案させていただいたこととあります。

○議長（星 一彌君） よろしいですか。

○3番（北條利雄君） 結構です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

9番、前田議員。

○9番（前田武久君） 議案第51号ですけれども、一般会計補正予算ですね。

〔「農業委員関係だけが今、質疑」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 農業委員のほうをやっているのか。

○議長（星 一彌君） 今、農業委員だけです。

〔「農業委員会の提案理由と質疑、討論」と言う人あり〕

- 9番（前田武久君） そいつが58号まで全部そうかなと思った。
〔「いや、違います、それは後です」と言う人あり〕
- 9番（前田武久君） そうすると、一般会計補正の質疑はないのか。
〔「それはあさって」と言う人あり〕
- 9番（前田武久君） 失礼しました。
- 議長（星 一彌君） ほかに。
8番、関根君。
- 8番（関根政雄君） ただいま58号から66号までの議案の説明いただきましたが、行政区長、副区長等の兼務、農業委員との兼務、これは大丈夫なのかどうか、そこをお聞かせください。
- 議長（星 一彌君） 村長。
- 村長（大樂勝弘君） 農業委員に限り前にもあったようであります。いずれも差し支えないということですので、ご理解いただきたいと思います。
- 議長（星 一彌君） ほかにありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。
これから議案第58号 鮫川村農業委員会委員に占める認定農業者の割合の変更についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（星 一彌君） 起立全員です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第59号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第61号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第62号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第63号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第64号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号 鮫川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第31、発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長に発議の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について趣旨説明を求めます。

産業厚生常任委員長、5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番（関根英也君） 提案者及び賛成者を代表いたしまして、鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

今回の改正案の内容は、村行政改革の一環としての組織機構再編計画に伴う6課制を5課制とする鮫川村課設置条例の一部改正があり、条例施行に伴い、鮫川村議会委員会条例における常任委員会が所管する課の名称を改廃するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げ趣旨説明といたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（鏑木重正君） 先ほどの前田武久議員の報告第2号についての質問であります。2款総務費の3、戸籍住民基本台帳費の個人番号カード事業に関してですが、マイナンバーの発行枚数ですけれども、地方公共団体情報システム機構、こちらがマイナンバーの発行事務をする機構ですが、そこで受け付けした、そして県から報告あった件数が299件です。

そのうち、実際に鮫川村の役場にカードが届いた枚数が273枚です。

そのうち、実際に本人に交付した枚数が252枚となっております。現在、252枚を実際に交付しております。

以上であります。

○議長（星 一彌君） 前田議員、了解しましたか。

○9番（前田武久君） 受け取らない人がいるのか。

○住民福祉課長（鏑木重正君） カード届きましたということで通知しても、まだ受け取りに来られない人がいるということでもあります。

○議長（星 一彌君） 了解ですか。

○9番（前田武久君） はい。

○議長（星 一彌君） ここで暫時休議いたします。

（午後 4時41分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時42分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）の1議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、また議員派遣の件を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）のご説明を申し上げます。

追加議案書をごらんください。

6月5日に、村道水口大沢線改良工事の入札を条件付き一般競争入札により実施をした結果、株式会社森建設が予定価格5,782万4,000円に対して入札金額5,440万で落札といたしました。この金額に8%の消費税を含めた5,875万2,000円で契約するため、地方自治法第96条

第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第67号の説明とさせていただきます。

議案に賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

◎議員派遣について

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は鮫川村議会会議規則第122条の規定に基づき、議員行政視察研修に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣について、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会での合同議案調査、9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時47分）

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年第3回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月9日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第46号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第47号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第48号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第49号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第52号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第53号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第54号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第55号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第12 議案第56号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第13 議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第14 議案第67号 工事請負契約の締結について(村道水口大沢線改良工事)

質疑・討論・採決

日程第15 発議第4号 議会政策提言検討特別委員会の設置に関する決議

趣旨説明・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第68号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

提案理由の説明・採決

出席議員(10名)

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工 課長 農業委員会 事務局長	村山義美君

地域整備課 渡邊 敬 君

教育課長 鈴木 守弘 君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 斉藤 利己

書記 矢吹 かおり

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めておはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第45号～議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決し

ます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 鮫川村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第49号 鮫川村簡易水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号～議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第7、議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 平成29年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 平成29年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 平成29年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 平成29年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 平成29年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成29年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第14、議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 工事請負契約の締結について（村道水口大沢線改良工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第15、発議第4号 議会政策提言検討特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について趣旨説明を求めます。

3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） ただいま発議いたしました議会政策提言検討特別委員会の趣旨説明をさせていただきます。

今般の発議は、私たち議会が、第1点は村民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性を確保し、村民に信頼される開かれた議会を目指すこと、第2点は村民を代表し意思決定する議決機関として、村長など執行機関の村政運営に対する評価、監視機関としての役割を果たすとともに、政策立案、政策提言機能の充実強化を図ることです。第3点は村政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を調査研究を行い、村長等に対して提案することです。

地方分権の潮流とともに、地方自治体の執行機関、意思決定機関である議会の責任、役割は限りなく大きくなってきております。しかしながら、議会がさまざまな慣習や慣例、制度により硬直化してきていると言われ、議会制民主主義の空洞化、形骸化が言われる中、それらを改めるための議会改革、活性化への取り組みが必要であります。

特に、近年、議員に求められているのは政策立案能力の向上であります。執行部に対する

政策提言や条例の提案、実現であります。立法機能は議会の本質的機能であり、最も重要な中核的機能です。本村議会もその機能が発揮され本来の役割を果たすため、議会政策提言検討特別委員会の設置を発議するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号 議会政策提言検討特別委員会の設置に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置いたしました特別委員会について、鮫川村議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く議員9名を指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会政策提言検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで鮫川村議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長1名、副委員長1名を互選していただきます。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時15分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時19分）

○議長（星 一彌君） 特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の報告を求めます。
10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 特別委員会の互選の結果をご報告申し上げます。

委員長に北條利雄委員、副委員長に堀川照夫委員、それぞれ選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（星 一彌君） ただいま報告がありました特別委員会の委員長及び副委員長はただいまの報告のとおりであります。

ここで10時25分まで休憩いたします。

（午前10時21分）

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま村長から議案第68号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての1議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎議案第68号の上程、説明、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、議案第68号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

3期9年間お務めをいただきました蛭田吉郎氏が7月19日をもって任期満了となります。退任の意向が示されたものですから、その後任として、鮫川村大字石井草字森ノ前55番地、中川西安男氏、生年月日が昭和29年4月11日、満63歳であります。

任期が平成29年7月20日から32年7月19日、3年間ということであります。

皆様の同意を求めたく提案させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（星 一彌君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第68号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、議会政策提言検討特別委員長、北條利雄君から、政策提言立案のための意見交換に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第3回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午前10時30分）

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成29年6月9日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 政 雄

署 名 議 員 前 田 武 久